

厚岸町議会 第2回定例会

平成28年6月16日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） おはようございます。
ただいまから、平成28年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、音喜多議員、8番、南谷議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
5番、竹田委員長。
- 竹田議会運営委員会委員長 議会運営委員会報告をさせていただきます。
6月15日、午後3時15分から、第4回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。
追加議案として提出された議案第59号財産の取得についての取り扱いについて協議いたしました。その結果、本会議において審議することとし、補正予算審議終了後、行うことに決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（佐藤議員） 日程第3、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに、4番、石澤議員の一般質問を行います。
4番、石澤議員。
- 石澤議員 おはようございます。
さきに提出した通告書に従って質問いたします。
最初に町の非正規職員について。
町で雇用する非正規職員のうち、保育士や看護師など有資格者の待遇改善が必要と思われま

ア、非正規雇用ではなく、正職員化すべきと思うがどうですか。安倍首相も同一労働同一賃金実現を言わざるを得なくなっています。非正規職員の賃金や待遇を改善すべきだと思いますがどうですか。

次に、全国学力・学習状況調査について。

全国学力・学習状況調査をめぐって児童や生徒の健全な発達を阻害する要因はないですか。

教育局から提出される豆テストや過去問題を学校現場で使用している事実はないですか。

学力偏重による土曜日や長期休業中の登校による学習の実態はありませんか。

4月の文部科学大臣の記者会見で子供たちに対して気をつける配慮について述べられましたが、これをどのように捉えていますか。

教育におけるエビデンスとして満足のいくものになっていますか。

次に、道徳の教科化について。

特定の価値観を押しつけることになりませんか。

評価はどうなっていますか。

教科化ではなく、憲法の理念に沿った市民道徳を育む教育を進めるべきと思いますが、どうですか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町の非正規職員について。

町で雇用する非正規職員のうち、保育士や看護師などの有資格者の待遇改善が必要と思われるのうち、初めに、非正規雇用ではなく、正職員化すべきと思うがどうかについてであります。ご質問はいわゆる定数外職員のうち、原則として資格を有していることを条件に任用している保育士、看護師、准看護師に限定してのものと理解してお答えをいたします。

まず、臨時保育士については、入所児童の年齢に応じた保育士の配置基準において、基準を超える児童の入所があるときには、加配のために、障害児保育の対象となる児童の入所があるときには、その担当としてクラスに配置するために任用しております。

しかし、今申し上げたように、その年度の入所児童の状況により、必要となる保育士の人数が増減するため、臨時職員での対応となるものであり、その他のパートの臨時保育士についても、延長保育や正職員の休暇代替のため、短時間勤務や変則勤務により任用しているものであります。

また、クラス担当を受け持たなければならない正職員については、退職者の補充等のため、昨年度と今年度に2名ずつ採用を行ったところであります。

一方、臨時看護師については、本来、町立病院としては正職員として採用したい希望はありますが、基本的に看護師の勤務が変則であることから、子育てなど個々の事情に

より、本人が雇用形態を希望されるものであり、直ちに正職員として採用できない状況にあることをご理解願います。

このようなことから、保育士については、定員適正化や給与の抑制の観点から、現在任用している定数外職員を正職員にすることはできませんが、今後も退職者の状況等により必要となる正職員の採用を行ってまいりたいと考えております。

次に、安倍首相も同一労働同一賃金実現を言わざるを得なくなっている、非正規職員の賃金や待遇を改善すべきと思うがどうかについてであります。厚岸町定数外職員取扱規則の別表で定めている臨時の看護師や保育士、保健師、さらには病院の医療技術職員の賃金については、有資格者であることや職員確保の観点から、一般事務と比較して相当高い金額を設定しております。

また、昨年度、全国並びに北海道最低賃金が改定された際も、一般事務の賃金を改定するだけではなく、他の職種の賃金もあわせて改定したところでありますので、現状における賃金面での改善は必要ないものと考えております。

なお、安倍首相が証明された同一労働同一賃金の法制化については、平成27年9月30日から施行された労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律、いわゆる同一労働同一賃金推進法第6条第2項に基づくものとして理解しておりますが、同法にはこの法律の施行後3年以内に法制化の措置を含む必要な措置を講ずると規定されており、3年以内に講ずると思われる必要な措置の内容を踏まえ、町としての対応を図ってまいりたいと考えております。

一方、賃金を除く定数外職員に関する休暇や休業、臨時時間外勤務などの手当の支給、健康診断の実施などの待遇面については、労働基準法のほか、関係法律を遵守することはもちろん、国の臨時非常勤職員との権衡等を考慮した内容となっているものと認識しております。

2点目の全国学力学習状況調査と3点目の道徳の教科化については、教育長から答弁いたします。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、全国学力学習状況調査と道徳の教科化についてお答えいたします。

1点目の、全国学力・学習状況調査をめぐって、児童や生徒の健全な発達を阻害する要因はないのかについてです。

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に実施しております。本調査は今年で10年目を迎え、授業改善を図ることで学力の向上が図られる等の成果が報告されている一方、行き過ぎた点数主義や競争主義等が児童生徒の健全な発達を阻害する要因となっているのではないかと指摘もなされております。本調査は、趣旨、目的に沿って実施することで、授業改善が進み児童生徒の学力の向上が図られるものであることから、児童生徒の健全

な発達を阻害する要因はないものと考えております。本町においても、本調査の趣旨、目的を踏まえ、結果の分析・検証をもとにより授業を展開し、児童生徒が基礎的な学力をしっかりと身につけられるよう、今後も全国学力・学習状況調査を積極的に活用してまいります。

2点目の、教育局から提供される豆テストや過去問題を学校現場で使用している事実はないのかについてであります。道教委は全道規模で、釧路教育局は釧路管内の学力の状況を把握、分析し、課題に応じた教育施策を講じています。その一つとして、教育局から提供されるチャレンジテストや過去の問題を分析し作成した問題などを本町でも使用しています。

3点目の、学力偏重による土曜授業や長期休業中の登校による学習実態はないのかについてであります。学力偏重による土曜授業や長期休業中の登校による学習実態はございません。学校は、学校教育法で標準授業時数や適切な授業進度を確保した教育課程を編成・実施することが定められており、自然災害等での臨休が続き授業時数や学習進度が確保できないと判断したとき、長期休業中に登校日を設けています。また、本年度実施している土曜授業については、児童生徒に土曜日における充実した教育環境の提供について検証するために実施していることをご理解ください。

4点目の、4月の文部科学大臣の記者会見で、子供たちに対し気をつける配慮について述べたが、これをどのように捉えているのかについてですが、全国学力調査の前になると過去の問題をやらせるなど、行き過ぎた点数主義を戒める発言と捉えています。本町では、年間を通してチャレンジテスト等を位置づけ、学力向上のための授業改善とその検証を行っております。

5点目の、教育におけるエビデンスとして満足のいくものになっているのかについてですが、本調査は、学力や学習状況の特定の一部ではあるものの、児童生徒の学びの状況と傾向を捉え、授業を改善していくための根拠となるデータとしては有効であると考えております。本町では、本調査結果を踏まえ、学校がすべきこと、教育行政がすべきこと、家庭がすべきことを明らかにして、町の広報誌やホームページを通して結果と改善策を提示しております。また、小学1年生から中学2年生までを対象とした本町独自の学力調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査、いじめ実態調査の結果等も踏まえ、今後も知、徳、体のバランスのとれた児童生徒の育成を図ってまいります。

教育委員会といたしましては、再度本調査の趣旨や目的を踏まえ適切に対応するとともに、各学校にも本調査の趣旨や目的を浸透させるよう通知したところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、道徳の教科化についてであります。

現在、領域として位置づけられている道徳は、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、特別の教科、道徳として、教科の一つとして位置づけられます。

1点目の、特定の価値観を押しつけることにならないのかについてであります。道徳の教科化は、発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」への転換を図るものであります。したがって、特定の価値観を押しつけたり、主体性を持たず言われたままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあると考え

ております。

2点目の、評価はどのようになっていくのかについてであります。道徳科の評価の具体的なあり方として、数値による評価ではなく、記述式であること、他の児童生徒との比較ではなく、個人がいかに成長したかを受けとめ励ます、個人内評価として行うことなどが示されております。

3点目の、教科化ではなく、法律の理念に沿った市民道徳を育む教育を進めるべきと思うがどうかについてであります。道徳の教科化の背景には、深刻ないじめ問題や規範意識の低下などがあり、自立した人間として他者とともによりよく生きようとする道徳心を育むことが求められています。現在道徳教育の要として、道徳の時間が位置づけられていますが、教科に比べて軽んじられていること、読みもの等の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導など、多くの課題が指摘されていることも背景の一つであります。道徳を教科として位置づけることに当たり、目標を明確で理解しやすいものに改善すること、道徳の内容をより発達段階を踏まえた体系的なものとする、検定教科書を導入すること、一人ひとりのよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実することなどを基本的な考え方としております。

我が国の教育は、憲法や教育基本法の理念に基づき行われるものであり、自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することが、学校教育における道徳教育の使命であると考えております。教育委員会といたしましては、道徳の教科化に当たり、学校がこれらの理念や使命の具現化を図り、校長のリーダーシップのもと、組織的に道徳教育を推進するよう支援してまいりたいと考えております。

なお、小学校では、平成27年4月から移行措置として、一部または全部を実施することが可能となっており、平成30年度からは全面実施されますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それでは、最初に、臨時非正規職員のことについて質問いたします。

ここに保育士、看護師などとしたことでこれに限定した形になってはいますが、などということで、ほかの臨時職員に対してのことも含めて質問していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

確かに病院に勤務されている方に関してはきちんとその専門性も認められていて、きちんと賃金などもほかの職員に比べて高い設定になるということは存じております。それでもやっぱり、その人の都合によってもあるのでしょうかけれども、できる限り正規職ということ限定としてやってほしいと思っております。

保育士の問題なのですよね。ここで言わせてもらいたいのですけれども、保育士なのですけれども、専門性があるのですが、障害児保育の支援が必要な子供たちが入ったときに臨時的保育士をとということなのですが、クラス担当も含めて保育所の仕事というのは多岐にわたってございまして、すごい専門性を求められる仕事なのです。単純に子供を預かっていればいいというような仕事ではなくて、私も保育士を経験している方からの話もいろいろ聞いたのですけれども、ここに厚生労働省が出した保育所保育指針解説書

というのが、こういうのがあるのですが、初めて真剣に読ませてもらいました。すごい専門性を問われる職場なんだなということは改めて思いました。その中で臨時があったりパートがあったりすることの弊害も大きいのだなということを改めてこれを見ながら、そしてお母さんたちの声を聞きながら考えさせられました。

厚岸町の保育所では、父母懇談会というのは実際どのぐらいの割合で行われているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 正確な回数はちょっと承知しておりませんが、春に父母会の総会、それから運動会等に当たっての協力をいただく関係もございますので、そういった形での役員会等があります。それから、秋口にもあると思います。そういう節目で数回、保育所の所長を中心として父母会のほうの方たちと懇談をしております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 子供たちの毎日のお迎えの中で、多分忙しい中で伝達は無理だと思うのですが、お迎えしたり預けたりするときに親に伝えなければならないこと、それから親から伝えてもらいたいことというのは、昔はノートに書いて、私、もう娘が子供のころですからはるか昔なのですけれども、そのころの保育所ではノートに書いてそれを渡して、そしてノートを書いてもらうというようなこともやっていました。

あと保育指針とあって、それぞれの保育所で今回の保育はどうするということも話し合いで決めていっていると思うのですけれども、そういうようなことも厚岸町もきちんとやっていると思うのですけれども、その点はどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ちょっとノートのやりとりというのは確認してございますけれども、朝、迎える段階では、当然子供さんの状況等で親御さんのほうで心配な部分があったりとかというようなところを保育士は受ける段階で聞いております。

それから、帰るとき、退所の時点でも当然保育所で特別なことがあった場合なんかには親御さんのほうに伝えるというようなことは、全ての子供さんにではないのですけれども、そのときの、その日の状況で心配な子供さんであったりという部分では保育士のほうから親御さんのほうにお迎えの段階で伝えるということはしっかりやるようにしております。

それから、その保育指針という部分では、当然そういった指針に基づいて年度当初には年間のスケジュールカリキュラム、そういったものを立てて月ごとにこういうものをするというようなものも含めて話し合いの中で決めて進めているということでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員　そういうものをつくり上げるときに、この子に対してどうするかというのもあるのでしょうか。そういうときに臨時さん、パートさん、その人たちがみんな入って決めているのですか。それとも、正職の方々だけで決めているのですか。その辺はどうなのですか。

●議長（佐藤議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　年度当初に決める段階では、職員で、正職員、年度の前の話し合う部分では、まだ臨時職員が決まらない部分もありますし、そういう部分では職員の中での協議ということになると思いますけれども、その後、常勤の職員が決まっていますと、当然その常勤の職員も含めた職員会議ということになります。ただ、パートの職員については、その中に含めての話にはならないということで、そこについては所長、それからクラス担任の部分でその注意が必要な子供さんですとか、そういうことの注意の部分は伝達をしてきちんと見てもらうというようなことをしております。

●議長（佐藤議員）　4番、石澤議員。

●石澤議員　朝迎えとか帰り送るときにクラス担任の保母さんが必ずいつもクラス担任の保育士さんが行くとは限らないと思うのですよね。そのときに臨時さんなりパートさんが行くと思うのですけれども、やっぱりうまく伝わっていない、親に、保護者に対して。保護者の支援というのも保育士の仕事の一つになっていますよね。ここに書かれていますのですけれども、昔、昔といたら30年以上前の話だから変な話ですけれども、もとは必ず保母さんからこういうことを、ここをちょっと気をつけたほうがいいのか、そういう、こういうときはこんなふうになったらどうというような話を私たちは受けていたのですよね。でも、今のお母さんたちの中にはそれが無いという。ただ、ぽんと子供を返されて、親にすれば初めての子供ですから、どうしたらいいのだろうという思いを聞こうかなと思うのだけれども、それがうまく伝達できないという流れになっているというのも時折あるようです。

それで、やっぱり余りに正職さんの数が少ないという、定員といたら確かに定員なのですけれども、臨時さんも含めて、臨時さんというのは毎年かわるのですか。その方、同じ人がずっと臨時として入ってくるのですか。その辺はどうですか。

●議長（佐藤議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　臨時職員につきましては、当然、各保育所の入所の状況によってかわってまいりますので、同じ臨時の保育士が続ける場合もありますし、場合によってはかわるという場合もございます。その年その年の入所の人数の状況によってかわるということもございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それで、子供にとってひょっとしたら保母さんがかわるということもあるということですね。今、臨時の方が人数によってかわるということは。かわっていくということの子供にとっての不安もありますよね。仕事の部分でいえば、うまくつながっていかないというところも出てくると思うのですよ。保育所の仕事というのは、単純に子供を預けて預かっていけばいいというものではないですからね。親と保母さんの真ん中に子供を置いて、その子のこれからの人生に対してどういうふうに責任を持つかという仕事をしようと思うのですよ。そういうことも含めてやっぱり臨時の方というよりも、せめて嘱託職員まで上げていただくようなことができないのかなと思うのと、それから障害児教育の障害支援の必要な子供たちが出てきた場合にパートで受けると言っていますけれども、その方はその障害児の保育の資格というか、経験を勉強するなり専門的なものをちゃんと持っている方なのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育士がかわるということでございますけれども、これにつきましては臨時の保育士であっても正職員の保育士であっても、当然、人事によってかわりますし、それからその年の子供さんの人数によってもかわるということでございますので、同じ保育士がずっとということは現実にはできないという状況になります。

それから、障害児の障害児保育の経験の部分でございますけれども、これもその障害児の子供さんの人数によって全てその障害児の研修を受けた職員を充てることということは現実にはできておりません。ただ、職員の中でその障害児保育の研修等は都度行っておりますので、その保育士の指導を受けながら対応をしてもらっているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 一概に障害児の保育というとすごく難しいのですよね。1歳6カ月健診ぐらいからその辺の障害の判断なんかもついてくると思うのですけれども、そうすると保護者にとってもすごいつらい、子育てが難しい子供ということもあります。そういうようなときの相談に乗ってもらうためにも、保育士のその専門性という中にこの障害児の保育の学習、そういうのもちゃんと据えてもらわなければならないと思うのですよ。それで、単純に臨時、パートという形ではなくて、やっぱり個々の、みんなのいろいろな意見が話せるような雰囲気をつくっていかないと保育所自体が暗くなったり、ある意味、一部いろいろな弊害が出てきたりするという話も聞いています。ですから、やっぱり殊子供のことに関してです。しかも幼いです。1歳児、しかもゼロ歳児から預かっています。そういう子たちがそこでずっと順調に大人、人間として形成していく中の大事な部分です。ですから、ぜひともこの部分では今の臨時というのを変えていってほしいと思います。

それから、もう一つなのですが、ここは子供の保育です。私たち1次産業のほうの牛の保育所です。町営牧野です。町営牧野に関しても言わせてもらいますが……。

●議長（佐藤議員） 石澤議員、質問通告していますので、そのことできちんと質問してください。今、これからされる質問がこの1番の通告に関連があるのですか。

●石澤議員 臨時職員としての関連です。いいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町で雇用する正規職員、結局、保育士や看護師などということの部分ですか。そのことで余り離れないでひとつお願いしますね。

●石澤議員 臨時のことで。

長年、ずっと臨時で働いている方たちがいると思うのですよ。その方たちのその昇格というか、せめて身分を上げるような、年齢、20年も30年も働いている方の処遇をよくしてもらおうようにしてほしいのですけれども、臨時職員の方、ずっと臨時のままで、毎年同じような働き方を、毎年新任ですよ。そうではなくて、技術を提携していくという意味でも、その部分できちんと身分の待遇を改善するということをしてほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育士の臨時職員の部分でございますけれども、基本的に子供さんの人数、それぞれの人数とそれから基準によって配置をしている中でどうしてもその人数をふやすというのは今の子供さんの人数の状況からは難しいと思います。あくまでその年の子供さんの数によって決まってくるという状況でございます。

それから、障害児の子供さんの部分に対してのそういう対応というのは、やはりそれぞれの保育所ごとにそういう研修を受けていただいて伝達研修をする中で対応しております。所長はフリーの立場でありますので、その心配な子供さんの部分については、当然そういうところに目配りをしながら進めておりますので、そういう専門の職員を配置することができれば本当は一番いいのでしょうけれども、今の現状としては、今やっている体制でしっかりそういう子供に注意を払いながらやっていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 私のほうから町営牧野の臨時職員の関係でございます。

ご質問者言われるように、実態として今、臨時職員働いている方十数名おりますけれども、その中で長く勤めている方もおります。一番長い方で30年近く働いている方もおります。この臨時職員の採用に当たりますと、大型車両を運転可能な方、運転免許証を所持している方というような条件もつけ合わせていただいて募集をしております。

ただ、実際あそこの仕事というのは、大型免許を持っているから誰でもできるという業務ではありません。また、よく馬や牛の扱いが苦手という方も中には、一般の方にはおりますから、そういった部分も考慮しながら面接等行って採用しているわけでございます。意欲等を見ながら採用するわけでございますけれども、今、現状の臨時職員については、ご質問者ともいろいろお話もしたときもありますけれども、先ほど言ったような20年、30年やっている職員も初めて今年から臨時職員として働く職員も実は同じ日額賃金という部分では、少し来年以降に向けて改善しなければいけないなということをおもひのほうでも考えてございます。やはりその職務としては同じ職務の内容にはなっておりますが、実際現場で働くとなるとやはりそういったベテラン、何年も年数を重ねた方と初めての人というのはやはり違いはございますので、そういう部分も考慮しながら職員の意識の高揚を高めていきたいなと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。この1番の通告している質問内容は、町で雇用している非正規職員のうち、保育士や看護師などの有資格者の待遇改善が必要と思われます、いかがですかということなので、そこまで広げてしまうと保育士や看護師などの有資格者という限定した質問にならないと思うのですよ。町で雇用する非正規職員の待遇改善ということになるのではないのでしょうか。などといって、みんな全て入ることにはならないと思うのですよ。ここで保育士や看護師などの有資格者ということをお問をしているわけですから。

●石澤議員 それで、次の同一労働同一賃金ということで、臨時のことで質問させてもらっているのですけれども、それではだめでしょうか。

●議長（佐藤議員） 今の通告のアの部分、もうイに行っちゃっているのですか、質問が。（石澤議員「アとイと一緒にやっているのですけれども」と呼ぶ）

わかりました。では、続けてください。

4番、石澤議員。

●石澤議員 では、最初にこれが出てきたときに限定になってきたからあれと思ったのですけれども、イで同一賃金同一労働ですから、そのことで質問させてもらっています。

今、話聞きましたので、そういうふうに牧野のほうも改善してもらえたらありがたいなと思って、30年働いている方たちの仕事をきちんとやらないと流れがうまくいかないのでもよろしくお願ひします。

それで保育所のことなのですが、やっぱり専門性というのはとても大事ですから、単純に数合わせの中で済ますようなことがないようにお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。全国学力調査のほうに移っていきます。

厚岸町の場合に、この中で義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から全国的に分析してこれを使っているということなので、その学力調査のどの部分を使えるのでしょうか。調査して出てくることというのは、内容は出てきませんよね。ここの部分が何点とか、これが何だ、点数で出てきていると思うのですが、それをどう

いうふうにして学力の、厚岸町でやっている学力テストの場合はその子のここの部分が足りないとかここはまさっているとか、そういうのはわかると思うのですが、全国学力調査の場合は点数でしか出てこないはずなのです。国語が何点、そういう中でどのようにしてそれを使っているのか。どうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） はい、今、ご質問者おっしゃったとおり、全国学力学習状況調査は義務教育の機会均等とその水準の維持向上、それからその結果を教育施策に生かすということが大きな趣旨であります。広報にも載せていますけれども、学力学習状況調査は学力の状況と学習の状況の調査、この二つが合わさって学力学習状況調査と言っていて、一つは学習の点数、その中ではいろいろな、例えば国語であれば、国語の観点がそれぞれあって、その部分についてそれぞれの町の傾向だとか各学校の様子というのがそれぞれ出てきますし、子供たちも1枚1枚その結果をお知らせすることになっています。町については、町の全体をもとにしながら、こういう部分が全体的に欠けているよねとか、ここについてはかなり伸びたよねという分析したものを町の広報誌等に載せて報告させていただいていると。さらに足りない部分については、教育施策として、例えば学力学習状況のほうでいけば、テレビを観る時間が少し多いよねだとかということがどんどん出てきますので、そんなことを教育施策の中で生かしているという状況であります。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 学力テストの中で厚岸町も教育局から出されているチャレンジという過去問とかみたいなのをやっていますが、そのことによって朝やっているのですか、夕方やっているのですか。それともそのことによって学校の正規の学校の時間、学習時間に抵触していつているということはないのですか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 実施する時間なのですけれども、それについては各学校の状況に合わせてくださいと。ただ、北海道全体に共通してやっている北海道チャレンジテストについては、できるだけ学校の授業の中でやってくださいと。その授業というのは突然入れるのではなくて、学校の1年間の計画の中にきちんと位置づけてくださいということで、各学校については突然やるのではなくて、授業の中の一つとして位置づいているというのが実態であります。

そのほか、豆テスト等もありますので、それについては各学校の例えば朝、例えば帰りのとき、それは各学校の時間に合わせてやって構いませんということで、各学校それぞれの時間を使ってやっているというのが実態です。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そのチャレンジテストなるものは全部子供の分だけ、子供の人数の分だけ全部その学校に来るのですか。それとも、チャレンジテストというそういうブックとかそういうものが来て、それを学校でコピーをして子供たちに渡すのですか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 一部については冊子として渡されている学年もあります。ただ、基本的にはデータとして局から委員会に、委員会から学校にデータとして渡して、学校でそれを印刷して子供たちに取り組んでもらっているというような状況です。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 その印刷代と紙代とか、紙ありますよね。それからそういうものはちゃんとその分もきちんと教育委員会から支給しているというふうになっているのですね。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 当然、学校で使われる印紙類につきましては、学校ごとに年度の調査をして必要な分は予算づけしていると考えております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 今回の、何で馳浩文科大臣ですか、この人がこういうことを出してきたというのは、結局現場からすごくそのことで大変になっているのだという声が上がってきたということで記者会見で出すぐらいの通達が出たと思うのですよ。それで、今、聞いていましたら、それを学習の中に利用してそのことで負担を子供たちにもかけていないと聞いたのですけれども、本当にそれがそうなのか、その実態調査はしたのですか。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。質問通告を1、2、3、4、5とこれ、順番に行っているから、今、その順番に従ってきちんとやっていただけませんか。今、何番言っているのですか。学力テストといたら2番ですか。何かこの通告書見ると、突然、今、文部科学大臣の話が出てきたり……。答えるほうもありますので、きちんとこの質問通告に従って順番立てて、順序立てて話をごちゃごちゃにならないように整理してきちんと質問してください。

指導室長、いいですか。

指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 子供の負担の実態調査はしていますかですが、これについての実態調査はしておりません。しておりませんというよりも、先ほどの趣旨にもありましたように、子供たちの学力を伸ばすということ。その伸ばすために、この結果をもとに授業をよりよくしていきましょうという先生たちのためのものでもあるのです。よりよくしていきましょうと。結果を子供たちに責任を押しつける、そういうものではなくて、あくまでもこの結果がよりよい授業改善につながっていくということです。負担ではなくて、きちんとした授業改善につなげていく、そういうための資料なのだということでこの学力学習状況調査を位置づけているとご理解いただければと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 流れとして全体であるのですけれども、今聞いていますと、学力テストは別に子供たちに負担はかかっていないと聞き取れたのですが、いいのですが、その調査も今のところしていないのです。調査しなくても大丈夫だということですね。わかりました。

それでは、子供たちの中に出てきているいろいろな、厚岸町の場合は、そうしたら学力テストによって点数で子供たちが追われていくとかそういうようなことにはなっていないと理解していいのですか。

それで、子供たちの中にある時間がとられてしまうという、その学力テストで時間がとられるということは今まで厚岸町の学力テストで子供たちの能力でどこまで行ったか、到達点なんかをずっと見てきたというふうに話は聞いたのですが、それと学力テストとの整合性というのかな。学力テストもやる、それから学力調査もやるという、そのバランスというのはどういう形でやっているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 全国学力学習状況調査はそのときの学年の状況なのです。ですから、そのときの小学校でいけば6年生、そのときの中学校3年生の学力の状況であります。それをしっかり押さえながら、今の教育施策が合っているのかというのをはかるのは全国学力状況調査。特に全国と比して、または全道と比してという妥当性、信頼性というのはかなり信頼度はありますので、それに基づいて行っている。

町独自で行っている学力調査は、今度経年がはかれる。この1年生が2年生になったとき、3年生になったとき、どのように学力が変わるのかという全体を捉えることができます。よく学力学習状況調査で去年よりどうだったのかというのは教育長はしないでくれと、個の集団が違うのでそこを比べても意味はないだろうと。それよりもそれをはかるのであれば、町がやっている学力調査、これは1年生が2年生になったときどのぐらい伸びたのかと全て出ますので、そういうものを注視して変容、傾向を捉えるのはCRT、いわゆる町で行っている調査。その時々状況については全国視野、全道視野で学べる市況がとれる全国学力学習状況調査で判断していくというふうに縦と横で全体を

捉える、そういう学力調査の分析の仕方をしているとご理解ください。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それでは、厚岸町の場合は偏重はしていない、学力だけに偏重しているわけではなくて、全体として子供の成長に合わせた、かつて昔、先生方がやっていたのですが、自分でテストをつくって、そしてその子がどういう状態か、それに合わせた教育をするということも含めてやっていると理解していいのですか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） はい。学力偏重というのは学力中心にということではなくて、先ほど教育長も申しましたように、学力も体力も、それから生活習慣の改善もこれを一緒にやっていくということが子供の健やかな成長につながるということで教育施策を講じていますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 昔、学校は間違ふところなんだよと教えられたことがあります。今の学校の中に点数主義になったときに間違ふたらだめな場所になっているのかなという、そんな思いがあったものですから学力テストの問題を質問しました。とてもすてきな絵本もありますので、それも読んでもらいたいなと思います。

次に、道徳の教科化に移ります。

道徳の教科化の中で特定の評価を押しつけることにはならないということの回答がありました。そういうことはないのだということでありました。ただ、道徳の教科化ということは評価をするということですね。評価をするということは、やっぱりそこには何らかのいろいろな形が働くと思うのですよ。昔、本来道徳というのは、子供たちがいろいろな機会にぶつかったときに先生も子供を中心にいろいろなことを子供たちに伝えていく場だったような気がするのですが、つまづいたときとかそういうときにいろいろな話をする場所だったような気がするのですが、それが今回評価をするということですから、もうそれには評価をする側の意思も入っているような気がするのですけれども、その辺はどうですか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） ご質問者おっしゃるとおり、教科化になるということは指導と評価の一体化という観点では評価はするということになります。ただ、道徳は教科ではなく、特別の教科という特別のという言葉がつくのです。その特別のというのがついていたのは、教科であれば、国語、算数であれば、A、B、C、または1、2、3とつくのですけれども、そういう数値は馴染まないということで特別のという意味合

いがちょっとつけられています。これは、先ほど教育長申しました記述式で子供たちを評価しよう。さらにそれも個人内の伸びを褒めるという要素を入れながら評価していきましようとなりましたので、そういう部分でいくとご質問者がおっしゃっている懸念というのはないのかなというふうに思っています。多様な価値観を考えながら、その中で議論をしたり考えたり、そういうものがより活発になってくると思っておりますので、そのような道徳を進めるように考えていきたいというふうに思っています。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 指導室長が言ったように、今までは答えは一つではないよとか、何が正解で何が間違いというものはないのだよ、あなたの考えが大事なのだよとずっとやってきたと思うのです。現場でも、先生方も。しかし、評価されるということになると、ちょっと一変していくのではないかと思うのですよね。自分の考えが少数だったり、それから先生の言っていることと甚だ違ったりというときに、子供たちは無難な道を選んだり、自分やっぱりおかしいと思うのだけれども、みんなが言っているのだったら仕方ないのかなみたいな、そっちのほうがいいのかなと進んだり、そういうふうになっていくような気がするのですよね。

それで、この道徳の教科化というのはすごく難しいのかなと思います。自分たちが自分の考えとか、間違ってもいいから自分の考えを述べるということができなくなったら、次に何をするかといったら、正しい価値観を教えましようという教育になっていくような気がするのですよ。そういうことにならないように、やっぱり道徳の教科化というのは本来はするべきでないし、教科化ではなくて、ずっと学校の活動の中でいろいろな子供たちのつまづき、それから成長する過程での悩み、それに小学校1年生から中学生もあります、高校もあります。その中で、そのいろいろな葛藤の中に先生が寄り添えるような、寄り添いながら大人になっていくというか、一人前の人間になっていくという、そういうものが必要だと思うのですけれども、今、30年ですか、始まると言っていましたし、今、小学校のほうの道徳の教科書、ちょっと気になったので見せてもらいました。多分、教科書というよりも、何というのですか、副読本というのかな、1、2年、3、4年、5、6年とありましたけれども、それを見せてもらったのですが、私たち大人が全部読めば一つの本、本として読むのならいいのですよ。でも、特出して出ています。そういう中にもやっぱりどうせ読むなら全部読んでほしいと思いますし、そういうのやってほしいなと思います。だから、子供たちの心に寄り添った、そういう形をこれからでもやってほしいなと思います。いかがですか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 先ほど教育長の答弁にもありましたように、今回大きく変わるのが、考える道徳、議論する道徳に転換するということです。例えば、考える道徳、議論する道徳とはどういうものなのかというと、多様な価値観が一方的な押しつけにならないようにということとかなり合わさってくるのですけれども、例えば、寛

容な気持ち、寛大な気持ちで他人の過ちを許そうよという道德の学習があります。一方で約束やきまりはきちんと守ろうよ、この二つは相反するものなのですが、これを皆さんはどう考えますかという道德をやっていきましょう。お互いに友情や信頼を育みましょうという道德があります。一方で、そういう、例えば間違っただけのときに一人で孤立してしまう、でもそのときに勇気を持って発言しようよと、これも相反する、安易に同調しない、そういう相反するものについても一緒にそこについて議論しましょうよ、そういう提示の仕方がされてくる教科書がこれからつくられていきます。そういうことで、一方的な押しつけというのは、いわゆる多様な価値観の中で一つのものを押しつけるのはこういう道德にはならないと押さえています。

ただし、いじめ、この問題については、いじめが一向になくならない。もっと増えていっているという実態も含まれているのが道德の教科化であります。命を軽く扱うような場合、また反社会的なもの、こういうだめなものはだめなのだということについてはきちんと指導するということになりまして、こういう考え方もあるよねというものについてはいろいろな自分の価値観と合わせながら考えていって自分の価値観を育てていくというこれから道德になっていくというふうに押さえていただければと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そうというような教科書ですけども、教科書に表れるということはある意味そこだけですよ。いじめの問題から今、出ましたと言いましたけれども、だめなものはだめでもなぜだめなのかということだめというだけではだめなのですよ。だから、なぜだめなのか、どうしてこのときはこういうことをしなければならぬか。そして、これは私たち大人が道德をきちんと守っていかなければだめだと思ふのですよ。だからこれ、ここに新しい道德と北野武が書いた本がありますけれども、その中に道德を守れないお前らが道德を語るなど書いている本があります。子供たちにけんかをするというなら、私たちもいろいろなことで自分の懐を正すということも大事だと思ふのです。そういうことも含めてなるべくやわらかい感じの道德教育になってほしいと、そう思います。お願いします。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） これから教科書の検定が始まり、そして採択、そして使用するということになります。ただ、教科書も使っていきながら、いろいろな私たちの道德、先ほどお示しいただいたのは私たちの道德、いろいろな副教材等もあります。幅広く提示しながらその中で考える道德、議論する道德、その中で自分の価値を高めて豊かな人間を育てていくというところの、先ほどの学力調査の件もありましたけれども、学力、体力、心の育成というのをバランスよく育てていくということについてはきちんと考えていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 時間です。

以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

- 音喜多議員 平成28年第2回定例会に当たり、さきに通告してあります2点についてお伺いしてまいります。

まず1点目は、厚岸町の求人情報の提供についてであります。

町長は、今年新年度の町政執行方針で本年度から新たに町内事業所の求人情報を取りまとめて、町のホームページなどで広く発信するほか、ハローワークと連携して求職者に求人情報を提供するなどの取り組みを進めてまいりますと述べております。

一方、国は国と地方の求人情報の共有化を進め、各自治体で自由に無料で仕事を紹介することができる地方版ハローワークなるものの設置を決めたとのこととあります。具体的にお聞きしてまいります。

アとして、今、町が考えられております求人情報提供とはどのようなものなのか。国の方針、あるいは国が推し進めようとしている施策と共通するものなのですか。

イ、この仕組みはどのようなもので、町の取り組みはどこまで進んでいるのですか。

ウとして、求人情報提供端末として、パソコンのほかに全戸に設置されているIP告知端末でも周知できないかということとあります。

2点目に、赤字バス補助金削減対策について伺います。しかし、きょうの今朝になって、新聞報道によって状況が変わりました。その報道内容は、今年の赤字バス補助金は削減しないというものであります。しかし、このことによって私の質問の趣旨が全て解決でき得ないところもあり、さきに通告の範囲で質問をさせていただきます。

アとして、町内を走る路線の中で減額対象となるのは厚岸町を経由する霧多布線が最も影響を受けるのではないかと危惧します。その影響度合いはどうかであります。

イとして、この路線は朝夕の通院、通学と最も重要な生活路線であると思うが、町はこのような場合、この影響をどう考えるかお伺いします。また、国のこうした生活者を切り捨てるようなやり方をどう思われるか、その辺も伺ってまいりたいと思います。

ウとして、今年3月末にJR花咲線が5便減便され、さらにバス路線の減便が想定されます。そんな中で町民生活の利便性を確保するため、思い切った対策が今後必要ではないかと考えられますので、その点について伺います。

エとして、この路線への国、道、厚岸町の補助額は幾らになっているかをお伺いし、初めの質問といたします。

以上で終わります。

- 議長（佐藤議員） 休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時12分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

町長。

●町長（若狭町長） 7番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の求人情報の提供についてのうち、初めに町の求人情報提供はどのようなものか、国の方針施策と共通するものかについてであります。国の方針、施策につきましては、まず労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため、国、地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方自治体に提供することにより、地方自治体が行う独自の雇用対策をさらに充実するための環境を整備していくことが必要との背景がありました。

本年5月13日に可決、成立した、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第6次地方分権一括法による改正職業安定法が、本年8月頃に施行予定との情報であり、これにより国への届け出などの事務が不用となるなど、地方自治体が公的な立場で無料職業紹介を実施できるようになります。具体的には、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで地方自治体へ提供できる仕組みを構築しようとするものであります。

町の求人情報提供は、このハローワークのオンライン情報のほかに、町独自に厚岸町内の事業所などの求人情報を集約一元化して、町のホームページ上で情報発信するとともに、ハローワーク提供の求職者への求人情報とのマッチングにも活用して、町内事業所などの求人業務を支援する仕組みを構築しようと考えております。

次に、この仕組みはどのようなもので、町の取り組みはどこまで進んでいるのかについてであります。ハローワークが求職者が了承した求職申し込み情報を情報提供サイトに掲載し、その情報を町が閲覧できるようになります。同じく町内の求人者情報についても、ハローワークの情報提供サイトから町が情報を得ることができるようになります。

町は、この時点では氏名が伏せられた求職者にサイトを經由して連絡を取り合い、求職者と質問などのやりとりを行います。

町に職業紹介の利用を希望する求職者は、氏名を明かした上で、直接電話などで町に求職申し込みを行い、町は独自に集約した求人情報も活用して、求職者と求人者のお互いの紹介などを行います。

これにより、町はハローワークの求人、求職情報を活用することで、就職支援サービスを充実させることができ、求職者にとっては、町からハローワークに提出されていない求人の紹介や就職のための支援を受けることによって、より条件に合った求人へ応募できる機会が広がる仕組みを構築したいと考えております。

町では、既にハローワーク求職情報の提供サービス利用申請をしており、次に求人情報の申請の準備中であります。また、独自の求人情報の集約には、事業所への案内など商工会との連携が必要であり、町ホームページへの掲載準備や事前広報など、本年12月までの運用開始を図って作業を進めているところであります。

次に、求人情報提供端末として、パソコンのほかに全戸に設置されているIP告知端末でも周知できないかについてであります。IP告知端末での周知は、町民に広く周

知されるため、大変便利になることが予想されますので、周知できるよう検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の赤字バス補助金減額対策について、去る6月8日に赤字バス路線への国からの補助金が減額される旨の報道があった。当町における影響について伺うのうち、初めに、町内を走る路線の中で減額対象となるのは、厚岸町を經由する霧多布線が最も影響を受けるのではないかと。影響度はどうなるのかについてであります。6月8日の新聞報道は、国土交通省が北海道及びバス事業者に対して、平成28年度の地域間幹線系統確保維持費補助金を減額する可能性がある旨の通知をしたことに対し、バス事業者から補助金が減額されると経営が厳しくなり、減便や廃止を検討せざるを得なくなるとの声が出たため、北海道や北海道バス協会が国に予算の確保を求めていくとする内容でありました。

しかしながら、本日、6月16日の新聞報道において、この地域間幹線系統確保維持費補助金については、前年度と同額の予算が確保されており、補助金は減らない見通しであることが判明し、国土交通省が北海道や北海道運輸局などに説明をし始めたとの報道があったところであります。

これは、地域間幹線系統確保維持費は、国の予算では、地域間公共交通確保維持改善事業に含まれており、この予算額が昨年度よりも21パーセント減額となっていたため、地域間幹線系統確保維持費が減額される可能性があるとしていたものでありましたが、予算の減額要因が、鉄道の安全確保のための設備更新に配分されてきた予算の一部が、他の予算区分に振りかえられたことによるものであり、地域間幹線系統確保維持費については、現在のところ減額はされない見通しであるとの内容であります。

なお、この報道の事実関係について、本日、北海道運輸局釧路運輸支局に問い合わせを行ったところ、6月15日夜間に、北海道運輸局より新聞報道と同じ内容の連絡があったとのことであります。

このため、ご質問にあります、赤字バス補助となる地域間幹線系統確保維持費補助金の減額については、現在のところないものと考えております。

次に、3月にJR花咲線が5便減便され、さらにバス路線の減便が確定される中、町民生活の利便性を確保するため、思い切った対策が考えられないのかについてありますが、先ほど申し上げたとおり、霧多布線の系統1については、地域間幹線系統路線として減便できるものではなく、現段階では本路線を維持していくことが町民の生活路線を確保していく上で最善であると考えております。

次に、この路線への国、道、厚岸町の補助額は幾らになっているのかについてありますが、平成27年度実績で、国及び北海道がそれぞれ1,437万円、沿線市町村が2,039万円、そのうち厚岸町が843万円となっております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 大変、今日は朝早くから騒がしい質問になってしまって大変恐縮に存じます。

まず1点目の、町の求人情報の提供。大変、以前から見たら1歩も2歩も進んで、求職者に対しては1歩も2歩も近づいたというか、進んだなという感じがいたします。今回、国も規制解除やら何やらいろいろな状況の中で、ホームページを見るといろいろな情報が錯誤しておりますが、いずれにしても求職を求めている人、あるいは求人を探している事業者、それらをつなぐ意味では今回1歩進んだかなと思って、私も非常に嬉しい限りだなと思っております。

特に、今回、大変忙しい中、求人求職情報提供の仕組みということで、私の資料要求に対してイメージ図をつくっていただきまして、大変ありがとうございます。この図面を見る、一目でこういうシステムなのだなというのがよくわかります。その中で、二、三、お尋ねをしてみたいと思います。

今、答弁の中にもありましたが、厚岸町がこのホームページを通じてこのハローワークとのシステムを組むに当たって、国からのものというか、物的なもの、あるいは補助的なもの、町に対しての補助金があるのか、こういうシステムを組むことによって、国からの支援があったのかどうなのか、その辺はどうですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今回、法改正によってこのような仕組みが構築できるようになりました。これは、地方自治体が申し込んで初めてできるような仕組みであります。

その財源については、補助金とか交付金というものでは制度化されておられません。それで、通常のパソコンのネット環境の中でこの提供だとか閲覧というのは行われるということです。町のかかる経費としては、求職、求人の情報提供に当たっては、3万円ほどの申請に当たって承諾をいただくためには費用が発生いたします。あとは、通常の業務、例えばそれをやるに当たっては職員が対応するわけではありますが、そういった人件費に対する調整だとか、そういったものというのは今回の中では国では手はずされていないという状況であります。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 それほど金のかからなかったというか、安い仕組みというか、よかったなというか、むしろそういうシステムを、これだけの何となく効果のありそうなシステムを組むのに当たって安価で取り組めるということは、考えればできるものだなと評価していきたいと思います。

ただ問題は、厚岸町がハローワークと、そしてなおかつ求人者、あるいは求職者とのやりとりの関係で担当する部門というのは特にどのように考えているのか、その辺のところいかがですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 町の担当はまちづくり推進課、係でいうと商工雇用推進係のほうのスタッフが実際的なこの業務に当たるということを想定しております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 すると、それも現状のままでできると見ていいわけですね。あとはこういうシステムを大いに利用してくださいという、当分の間PRも必要になってくると思うのですが、求人者、いわゆる求職者を求めるための、先ほど答弁の中にもありましたが、商工会だとか、あるいは事業所、それぞれ人を求める、そういった関係の町のPRというか、町でこういう形を、システムを組んで求職者にアピールしていますよというような仕組みというのかな、PRの仕方というのは、その辺はどのように考えていますか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） このようなハローワークの仕組みと、それから町独自の求人の集約化を図ろうとした背景には、去年作業を進めてまいりました厚岸町未来創生総合戦略の中にもいろいろなところとの聞き取り、そういった中で各事業所が人を求めても集まらないという意見がかなり寄せられました。

そういった背景がございまして、このような仕組みを考えたわけですが、町内事業所に対するこういった仕組みをやりたい、利用してくださいということは、町長の答弁からありましたとおり、事業所を統括する商工会の協力は必須であると考えています。商工会自体もそういったことをやろうとして試みておりましたが、うまく機能していないとも聞いていますから、そういった課題だとかそういったこともお互いに共有しながら進めていきたいと思えます。

町長の答弁にもありました、事前公募ということ、町長の答弁にありましたけれども、事前にこういったことをやりたいということを広報する。それと、各事業所にも案内は当然出して利用を促していきたいとは考えています。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 私の経験というか勘からして、結構うまくいけばというか、かなり浸透すれば当たり前のように使ってもらえるかなという思いがします。

そこで最後の欄に質問させていただきましたが、パソコンを見るという、使えるというか、そういう人は限定されるわけですね。しかし、パソコンはないけれども、スマホは持っているというのはいくらかなり、半数以上がスマホの時代になったということもあるくらいスマホで当然活用できるのだろうと思えます。

そこで、地元でIP告知端末ですね、これを大いにやっぱり、この答弁の中にもあるように、少し勉強して町民がパソコンは使えないけれども、この端末ならばということで使えると思う、そういうのが結構出てくると思うので、ぜひ少し工夫をして、最後の勉強をさせてもらうだとかそういう答弁のようではけれども、実現に可能性を求めて進

めていただきたいと思いますと思いますが、その辺をもう一度お願いします。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今回、厚岸町がやろうとするこの求人求職情報の仕組みというのは、まだ管内的にはどこも取り組んでいる事例はございません。やろうとしているというところもまだ検討中ということで、踏み出す状況にないとも伺っております。ですから、我々も手探りの状況でどこまでお役に立てるかわかりませんが、できる限りのことはしていきたいと考えております。

そういった中では、IP告知端末というのは、質問者おっしゃられるように、パソコンをお持ちでないとか日常的に使っていない方だとか、そういった方もいらっしゃると思いますので、この端末の利用というのは検討してまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 最後にちょっと軽く聞いておきたいのですが、今まで構築のためにこうして考えてきた中で、こういうものを扱っていく中でセキュリティーというか、その辺がかなりちょっと気にしなければいけないところだと思うのですね。そこで、今まで考えてきた、あるいは取り組んできた中で、そのセキュリティーの度合いは、これ、一方通行とすれば余り考えなくてもいいのですが、この情報によれば、イメージの図面によれば、厚岸町は求職者、あるいはハローワーク、そして求職者は希望職種だとかそういったものをどんなものを希望しているのか、あるいはどういう資格を持っているのか、個人の情報まで閲覧できるというふうになって、そういうことになるとちょっとセキュリティー機能を強化していかなければならないのかなと、そういうふう思うので、その辺はどのように考えていますか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） このハローワークシステムというのはハローワークが持っている一つの独立したサイトになります。そこに特別な登録したパスワードを持っている、例えば厚岸町が申請してパスワードをいただくとそこに入って行って閲覧だとか情報提供をいただくという形になります。ただし、その中には求職者の氏名だとか個人が特定できるような情報は入りません。町長の答弁にもあったとおり、個人が特定されない段階でやりとりが厚岸町とされるということです。その結果、本人がそういった職につきたいというときは、直接電話などで今度は氏名を明かした段階で町に連絡をいただいてやりとりする。町としてはそれを事業所に紹介するという形になります。最終的なマッチングというのは、相思相愛の関係になるのは、事業所と本人との関係に当然なります。その前段階までを町でお手伝いしましょうということになります。ですから、個人情報はその中に入っていないところで町はやりとりするということになります。

それで、町内事業所の求人のほうですけれども、これはいろいろな情報を、例えば自

分の会社、人を求める場合は自分の会社の情報というのは基本的には出すというのが一般でありますから、広く人を求める場合は、そういった場合は事業所の名前は当然、ここは入っているということになります。

それと、大事なのは、こういった仕組みをご本人がこのサイトに掲載するという承諾をハローワークのほうで事前にとるということですね。それが前提としてここに、システムの中にその情報が入るということです。それが自治体のほうにも情報提供されますよということは、それもハローワークのほうで承諾をとった上で情報が集まってきます。

町の求人情報についてもこういった活用、この仕組みですよということを事業所のほうに当然紹介した上で、承諾を得た上でやりとりをしていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今回の雇用対策の一環としてこういうシステムを組むのでありますが、昔から雇用対策についてはどこの自治体も高度成長がとまった時点から悩んできているようでありまして。先行的にこの対策にいち早く取り組んできた先進的な自治体もありますが、厚岸町もその対策はとらないわけではなかったのですが、こうして人口が1万人を割るような状況にもなって、幾らかでも過疎を脱却するということはまず難しいのでしょうか、少しでもこの町内の中で異動、あるいは産業が進められなければ、まだまだ町の報道にもあるように新卒者は毎年この町から出ていくという状況になるかと思えます。そんな中ではIターン、Uターンの皆さんには、このシステムは遠く離れたところにおいても、このシステムは、厚岸町は、ではどんな状況になっているのだという情報を得るにはいいシステムではないのかなと思っています。

それと同時に、町は地元根付いた産業振興ということが、これ一番雇用とマッチングしていますので、ぜひ力を注いでいただかなければならない課題だなと私も感じますし、町側もそのように感じていただければなと思います。

これで、1点目の質問は終わらせていただきますが、次に、赤字バス路線の問題で、赤字バスの補助金の削減問題でございます。

よかったと胸をなで下ろすのも、こういう情報が出た以上はまた国がさきの報道のように考えている状況では、これで終わったのではなくて、またあり得るかもしれない、現実に削りやすいところから削ってくると、この今回のような事件が発生するのではないかなと私は思うのであります。

答弁の中にもありますが、町内で限定して考えると、バスは何路線とあるようですが、町内で経由する霧多布線、これが一番私どもの生活というか、昨日杉田君の一般質問ではないが、翔洋高校に通う生徒の乗車人数なんかの人々もこの路線を利用しているのではないのかなと思うのであります。そんなことからすれば、この霧多布線が今回の対象となった、今回は減額にはならないけれども、もし減額とすると、霧多布線が減額の対象になる予定だったということを確認しておきたいと思いますが、それで間違いはございませんか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 仮に最初の新聞報道のように補助金の減額がされるとなった場合ということではありますが、厚岸町内を運行している路線で国、もしくは道の補助金が入っているのは霧多布線の系統1でございまして、この路線については釧路市内のくしろバス本社から浜中町、霧多布のゆうゆの間を運行している路線でございまして、ご質問者言われるとおり通学時間の町内、確かに運行しておりまして利用のほうもあり、また広域路線として生活の幹線路線として当町としても重要な路線であると考えております。減額されるということですが、もともと補助金の交付要綱については費用の20分の9に該当するところまでは、国が2分の1、北海道が2分の1という制度になっておりまして、厚岸町の場合は乗車率が低いのでみなし減分ということで、もともと若干、補助の基準が低くなっています。

すみません、ちょっと長くなりまして。今回の報道にありました減額が行われる霧多布線については、その対象になり得ると、仮に減額になった場合は減額になり得るということでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 町民にとっては一番大事な路線がそういう影響を受けるということ。これは、先ほど私も質問の中にさせていただきましたが、通学だけではなくて、いわゆる専門的な病院通いにも結構使われていると。そういう車の持てないとか、弱者といわれる高齢者やそういった方々が釧路までの市立病院や労災病院、あるいは眼科のある日赤には、朝行って晩帰ってくると、一日がかりの病院通いですが、この便が利用されていると。そういったことでは、当町としては重要視しなければならない路線だと思っております。そんなことでは、そう長々聞くことではございませんが、これに対する考え方、きちんとやはり持っておかなければならないのではないのか。仮に減額されても町は出し続けていくのか、あるいは厚岸町だけがそういう思いがあってもほかの市町村がそういうふりを見せないとかバス会社は背に腹はかえられないわけですから、路線が廃止、あるいは縮小という可能性もこれからの場合は考えられるとか、ますます人口が減っていく中では利用者が少ないとそういう状況にならざるを得ないと、なる可能性が高いとみております。しかしながら、病院通いや子供たちが学校に通うというのは、これは大人の社会の中ではきちんと確保してやらなければならない問題だと思いますので、この対策をどんなことになっても厚岸町は守っていくという固い意志のもとでの対策が必要ではないかなと思っておりますが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず本路線については、厚岸町のみならず沿線市町村にとりまして、ご質問者言われるように通勤、通学等に多く利用されている重要な路線であると沿線市町村ともども当町ももちろん考えているところでございます。また、地域協議会、釧路地域の地域協議会というのがありまして、その中でも今回の問題についてはこうい

うことがないよう路線の維持、補助金の確保をお願いしたいということを申し上げているところでございます。

また、この霧多布線の系統1につきましては、ご質問の中に減便という部分がございますが、現在この路線につきましては、これまで数回減便を重ねてきております。この理由につきましては、生活交通路線としての補助対象路線としての基準をクリアするために輸送量の多い便について確保をして補助対象路線として、地域の幹線路線として維持しているところでございまして、現在これ以上の減便を行うということは補助の基準から外れますので、何としても減便についてはできないというところでございます。これはバス会社のほうにも確認をとってございます。

それから、今後についてですが、補助金の減額等が行われた場合、考えられる影響としては、もともと霧多布線の系統1については赤字路線ということで、市町村の補助、国、道、市町村の補助、それから経常収益で賄われている路線でございまして、仮に今回の報道等にあったように減便がされた場合は、バス事業者においては、沿線市町村に減額相当分を助成していただきたいという要請があるものと考えられます。

当町、それから沿線市町村にとりましては、そうなった場合においても、基幹路線であります霧多布線の系統1については、現在のところ維持していきたいという考えでありますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 最後にしますが、この霧多布線の補助減額問題については、今回は胸をなで下ろす程度で終わりましたが、厚岸町全体の町民の足というか、生活者の足を守るという総合的な考え方をきちんと持っていたほうがいいと思うのですね。それをやはりこれからの状況を踏まえて、人口減少が、そしてまた、だんだん過疎化の地域もあります、そういう状況を勘案の上、どうしたら生活者の足を確保できるかということ踏まえて、総合的に対策をとることを早いうちに明らかにしてほしいなと思っておりますが、それは既に取り組んであることなのか、あるいはこれから着手、あるいは検討中か目下進行中の話なのか、そういった住民の足を確保するという意味ではどんな状況に進んでいますかということをお尋ねして終わらせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 町全体の生活の足を守る考え方ということでございますが、現在はバス事業者の路線、それから停留所等、変更を重ね、補助路線1系統、それから単独路線3系統、全部で3路線となりますけれども、その部分について維持できるようこれまで工夫をしてきたところでございます。

また、患者輸送バス、それからスクールバスの一般利用ということで、町有車両の有効活用ということでも現在まで取り組んできているところでございますが、今後の町民の生活の足としての交通路線の確保ということで、現在、具体的にはこれからになります、これからどのような交通体系が高齢化が進む中で必要になってくるのかという部

分についてさらに研究をしていきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時からいたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

5番、竹田議員の一般質問を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりました質問通告書に従って質問いたします。

1、プレミアム商品券と町の活性化方法について。

（1）今までの取り組みの成果を、町としてどのように評価しているのか。

ア、よい評価と悪い評価を具体的に示してください。

イ、プレミアム商品券のほかの町の活性化や購買がアップしていくような方法論は考えているのか。

ウ、今後、プレミアム商品券のような取り組みを町としてやる考えはあるのか。

エ、プレミアム商品券のほかに、大型店舗以外の小店舗への購買力の活性化方法として何か考えがあるのか。

2、賞味期限と消費期限について。

（1）期限のあるものを期限前に安く提供しようとすることは、生活困窮者を支援するフードバンクの取り組み方を方法論の一つとして町が誘導する考えはないのか。

以上であります。よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のプレミアム商品券と町の活性化方法について、今までの取り組みの成果を、町としてはどのように評価しているのかのうち、初めに、よい評価と悪い評価についてありますが、平成23年度から3年間、町の補助金を受けて事業主体となって実施した厚岸町商工会では、町外への消費購買流出を防ぎ、地元商店などの消費拡大と各個店での新たな顧客の発掘につながり、売り上げ減少の歯どめや売り上げ増となり、経済効果は大きいとされ、平成24年度に実施した消費者アンケートでは、町内での買い物の機会がふえ、生活の援助になったとの意見もありました。

この間のプレミアム商品券利用額上位5店での購入割合は、平成23年度が約44%、平成24年度が約61%、平成25年度は町内最大の大型店も参加し約70%となり、漁協直売店を含む大型店での利用割合が大きく増して、小店舗での利用割合が減る傾向となり、平

成26年度以降は厚岸町商工会としての事業実施を見送られております。

平成27年度は、政府の緊急経済対策として、地域消費喚起、生活支援のため、プレミアム商品券発行の要請による交付金を財源とする町の補助金を受けて、あやめスタンプ会、厚岸湖北商業連合会、厚岸町商店会が母体となる実行委員会が事業主体となって実施されたところであります。

このとき、地域経済に対してどの程度の影響、効果があったのかを把握するため、商品券の購入者にアンケート調査を実施いたしました。

この結果、配付世帯794のうち、23%の183世帯から回答があり、商品券使用合計額が約993万円で、新たな消費に結びついた額は約399万円でありました。

この結果をもとに、全体の消費喚起効果額を約2,349万円と試算推計したところであります。

上位5店の利用割合は、約48%と平成25年度よりも寡占化が緩和され、参加店に広く利用が回り、総体的には経済効果があったものと考えております。

利用者アンケートでは、取り扱い店に大型店の参加を望む多くの意見があり、日常的に利用している大型店の買い物にプレミアム商品券を利用したいと考えている人がいる一方、この商品券により、地元の店を優先的に使用することとなり効果的であるとの意見もありました。

事業主体側からは、大型店での購買力をプレミアム商品券で取り込みたいとの思惑があり、使用期間は店の売り上げ増に結びついたとの評価がある一方で、これは一過性のもので年間トータルでの売り上げ増にならない個店があることも想定されるところの意見もいただいているところであります。

次に、プレミアム商品券のほかに、町の活性や購買がアップしていくような方法論は考えているのかについてであります。町内で消費循環が起きるように、住宅用太陽光発電システム設置助成には、厚岸町商工会が発行するほほえみ商品券を進呈するほか、町内で結婚式を挙げる人へ助成するハッピーブライダル奨励、住宅新築・リフォーム助成などの支援策を継続することによって町の経済活性化を図るほか、現在、商工会と町内金融機関と町において、厚岸町中小企業融資と厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給の設備資金の融資限度額のアップと、償還期限の延長を軸に、町内事業者が新たに売り上げ増に結びつく設備投資資金を調達しやすくして、町の経済活性化に結びつけられないか、事務レベルで協議検討を始めたところであります。

次に、今後、プレミアム商品券のような取り組みを、町としてやる考えはあるかについてであります。これまでプレミアム商品券の発行につきましては、厚岸町商工会、またはあやめスタンプ会などの商工業者の実行委員会が事業主体となって実施し、町は財政的支援をしており、今後におきましても、同様の体制で行うのが望ましいと考えております。

次に、プレミアム商品券のほかに、大型店舗以外の小店舗への購買力の活性方法として、何か考えはあるのかについてであります。日常的に多くの町民が利用する大型店とは違う魅力ある店舗または商品構成やサービスなど、経営する側の努力がなければ行政的な支援も一過性の効果になりかねません。

町内の地元小売店の購買力をどのように引き上げ、または維持していくかは、その会

員を束ねる経済団体である厚岸町商工会にとって重要課題であります。

町としては、その重要課題に取り組むために配置されている経営指導員ら5人の専門職員の人件費助成をする形で支援しており、厚岸町中小企業振興計画にも盛り込まれているとおり、商工会や地元商店街組織などと連携して、町民や事業所、事業者同士で地元商店の利用促進や地元の人に買っていただく、販売促進に関する取り組みを進めていきたいと考えております。

続いて、2点目の賞味期限と消費期限について、期限のあるものを期限前に安く提供しようとするのは、生活困窮者を支援するフードバンクの取り組み方を方法論の一つとして、町が誘導する考えはないかについてであります。フードバンクの取り組みについては、一般的には規格外品や売れ残り、賞味期限の切迫、包装の痛みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を企業などから寄附を受け、野外生活者や児童養護施設などに配給する活動などと言われており、近年、北海道内でも札幌市や千歳市において、NPO法人等が活動を行っております。

これらの団体では、食品事業者、一般企業、生産農家などから商品や支援品の提供を受け、それらを児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助支援施設、障害児、障害者施設、生活困窮者支援団体、生活困窮者などへ無償で配送を行っております。

当町には、現在、児童養護施設などの福祉関連施設がなく、また、生活困窮者につきましても、生活困窮者自立支援法において、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と規定されておりますが、この定義をもって、生活困窮者を把握することはできない状況にあります。

また、町内における食品ロスの把握も困難であり、仮に食品の提供があったとしても、配布先が把握できない状況では、生活困窮者を支援するフードバンクの取り組みは困難であるものと考えており、さらに実際の活動では、ボランティア団体などの民間の取り組みの高まりが必要であります。現在、そのような団体もないことから、町としてもその取り組みを誘導する考えはありません。

なお、生活困窮者への支援の取り組みについては、生活困窮者自立支援法に基づき、各種の事業が定められておりますが、福祉事業所未設置の町村域においては、北海道が事業主体となりますので、当町として住民に最も身近な行政窓口として、北海道が設置する自立相談支援機関としっかり連携してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 まず1点目のプレミアム商品券の活用方法についてということですが、年度ごとに一つ一つというのは大変難しい質問になってくるので、過去に23年、24年、25年、27年と4回に分けてこのプレミアム商品券の発行をしてきました。

この23年、24年、25年については、町が主体ということで、商工会を発行主体としてやってきました。27年だけが国の施策としてやってきた。大きく分ければその部分なのですが、もともとこの目的という部分で資料はいただいたわけですが、地元商業、工業者の活性化と町民皆様が地元の商店街において買い物していただけるようにするた

めにプレミアム商品券を発行してきたと。

まず、26年度に行わなかった、平成26年度以降、厚岸町商工会として事業実施を見送られております、この質問に対してまず聞きたいのですが、まず見送られてこの年に実施しなかったのか。これだけ目的がきちんとしていて、結果としても効果があった。23年51.6%、平成24年には効果があった、55.8%。25年にはこのアンケートをまずとらなかった。まず25年にこのアンケートをとらなかった理由と、そして、26年になぜ行えなかったのか、この2点についてまず先にお聞きします。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 23年度から25年度まで、発行主体は厚岸町商工会ということでございました。それでこの厚岸町商工会がこのプレミアムつき商品券の発行をしたいということで、このプレミアム分等の相当する額を厚岸町に補助要請がまずありました。そこがまず出発点であります。この目的は商工会のほうでこういう目的をもってやりたいのだということで要請があったということでございます。

それで、25年度のアンケート調査実施なしと、この理由でございますが、このアンケート自体はこの事業主体である厚岸町商工会が23年度と24年度に行ったということでございます。やらない理由は23、24のアンケートを2年間行ったので、その傾向がわかったからと伝えられております。

26年度につきましては、町のほうにその補助金の要請がなかったということで結果的に実施はされていないという経緯でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 発行額、23年、4,420万円、24年に3,000万円、25年に3,000万円、ざっと1億円以上の金が税金としてこの活性化のために投与されてきたのですよね。目的がこれだけすばらしい目的で、結果も出ていた、その大きな額に対して町がアンケートの調査を実施しろということをおこなった理由というのは何なのか。

それと、これだけ効果が出ているのになぜ26年度に要請がなかったのか、その深い意味というのはどういう意味だったのでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） アンケートについては、発行主体がその効果を確認するために行っているものでございます。25年度の実施については、そういった経緯がございまして、厚岸町からアンケートをやりなさいとかそういうことを条件つけたわけではないということでございます。

それと26年度にやらなかった理由、これでございますが、まずは数年間かけてこのプレミアムつき商品券の経済への活性化の効果というのをまずやってみたいということが出発点だったように伺ってございます。それで、町長の1回目の答弁にもありましたが、

結果的に商品券が使われてた上位5店舗の割合ですね、これが23、24、25年度と次第に高まっていったと。逆にそれ以外のお店で使われる割合が減っていったということも背景にあるようでございます。とりあえずはそこまでやってみた。それで、25年度の実績報告というのを表現の中にこういう表現がございます。地元商店等の消費拡大としては、厳しい経済情勢の中で売り上げ減少の歯どめにつながり、プレミアム商品券のもたらす経済効果は大きいものと考えられます。これはいい効果として表現されています。今後は、各個店の自助努力による販売促進に努めたいと考えていますということで実績報告等に報告がもたらされています。今後は、各個店の自助努力による販売促進に努めていきたいということが当時の商工会の考え方だったと伝えられております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 高額な金額で商工会主体でやった。その結果として、町がそのお金を出した結果としてどういう経済効果がもたらされるのかという、その大事なアンケートを商工会が主体でやったからそれは要望していませんよという、要望しないからこそ、おかしいから私は質問しているのですよね。本来であれば、この多額なお金を投資して、その中でアンケートをもとにして、今後どうするかという取り組みをするのが当たり前の話なのですよね。その当たり前の話がアンケートは商工会に発行主体任せたから、町としてはそれは要望しませんでしたよというのは、これは当然おかしい話なのですよね。

今、ずっといろいろな課でいろいろなことをやっていますけれども、当然町民に対するアンケートというのはずっとやっているはずなのですよ。何のためのアンケートなのかといったら、今後どういう取り組みをしていったらいいのかというもとなる、だからこそやるべきことのアンケートなのですよね。

もっといくなれば、平成27年のこのプレミアムつき商品券のときに総務産業常任委員会のときに、アンケートをとるようにということを再三言って、では商工会のほうにアンケートをとるように言うておきますという話だったのですよ。ということは、総務産業常任委員会で言わなかったら、そもそも27年度もアンケートをとるという考えはなかったということなのですよ。こんなおかしい話ないと思うのですよ。

今後、もしこういうことが、発行主体である商工会が要望がされてプレミアム商品券をまたやりたいということがあれば、そのアンケートの重みというのは非常に大事だと思うのですよね。そのときもアンケートを求めないのですか。仮に要望があったとしたらですよ。それはどういう考えなのか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） もともと商工会がこのプレミアムつき商品券を発行したいその考えを表明されたときに、1年間だけではなくて数年かけてやってみたいという申し出が内々にあったそうです。その数年間というのは3年間というのをめどにということでやられたようでございます。それで、アンケートについては、先ほども申しましたが、2年間、23と24年、アンケートを行ったと。その傾向、アンケートからうか

がい知れる傾向についてはこの2年間同じであったと。それで25年度についてはやらなかったということでございます。

27年度につきましては、これは消費喚起に結びついているかということ、消費者側の立場でどういう状況にあったのかということももう少しそこを強めて、国の交付金で行ったものでございますから、国にもそれは報告することになりますので、ここについては町のほうで、職員がこの事務局をしているわけでございますが、実行委員会にこのアンケートの実施をお願いして実施したものでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 27年度についてのアンケート調査をするようにというのは、総務産業常任委員会のほうで言ったときにはそういう説明はなかったですよ。国に対してそういう補助金があるから提出をしなければならないと、アンケート調査の結果として。提出しなければならない。なので、アンケート調査を実施しますという、その総務産業常任委員会の説明は何だったのか。あくまでも総務産業常任委員会でアンケートをとるよというの、総務産業常任委員会2回にわたって言ったのですよ。そうしたら、発行者主体である商工会のほうに言うておきますという話だったのですよ。それは聞いていないですよ、僕ね。国に補助金をもらったからアンケート調査をして、そのアンケートを報告するということは、国が金を出した以上、どういう効果をもたらしたのかということを知りたいという部分だったと思うのですよ。厚岸町もそれ以上のお金を出して、やはりアンケートというのとはとるべきであったのではないかと。3年間にわたってやるつもりがあって、2年間同じだったから3年間やらないというのは、それは理由にならないと思うのですよ。国に対するアンケートを出すような要望があったということなのですけども、国に対するアンケートのお答えというのはどのような報告をしたのか。その辺についてもお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 国に対する報告にも消費喚起に結びついたかという傾向を知るために報告も必要ですけども、町自体もこの部分は当然知るべきであるという考えのもとでやらせていただきました。総務産業常任委員会でもアンケートをとるべきだといわれていたのも、それはそういう状況であったのを承知してございます。そういう三者の考え方、結果的には合致したのだという形の中でアンケートは行われていると捉えていただきたいと思います。

それで、国に対する報告については、これは金額で報告を求められておりました。先ほどの町長の1回目の答弁であったとおり、このアンケートから類推される新規の消費喚起額は幾らか、この数字は国から求められた数字でありまして、厚岸町においては2,348万9,000円という国に対する報告をしているところでございます。

その中で、アンケートの中でどういう状況で使われているのかということ、町を把握するために、例えば年齢階層はどうだとか、それから使われている世帯構成はど

うだったのかとか、それから一人当たり何冊購入しましたかとか、それから商品券を利用したのはどういう系統のお店でしたかとか、そういった質問は別にさせていただいております。あとは、このプレミアム商品券についてのご意見、これはご意見ありましたら書いていただきたいということでアンケートを実施しております。こういった細かいことは国に対する報告はするものではございません。町独自にこの部分は考えてやった部分でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 アンケートについては、非常に今後の対策としてとても重要な意見をくみ取る上で、まず大事であるということは認識はしておられるということは同じ考えでよろしいですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この効果を図る上ではやっぱり大事なものであると認識しています。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 25年にアンケートをとらなかったという理由に対しては、とても大事な考えであるのにもかかわらず、とっていただきたいということに対して、23年、24年やったから同じだからいいべやということで、ああ、そうですかという形になったのですか、そうしたら。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 商工会が行った23年度から25年度のこのプレミアムつき商品券については、商工会自身もこの効果について、効果があったという部分についてはこのアンケートのとおりであります。ただ、3年間をもって一旦は切りたいという考えがあったということで、26年度に向けてのアンケートという部分は見送られたということでございます。それを町がやってくれとか、そういう状況を最初から、23、24、そういう状況で要請した上で行われたものでは、もともとはなかったということでございます。やるに当たっては、必要性ということでは重要なものでございますけれども、結果としては実施に至らなかったということでございまして、ここを突きとめてなぜというのは非常にかちっとした答えがないところではございますけれども、そういう状況ではございます。

いわゆる商店、商工会が実施した商店への活性化というのは、効果があったというところもありますけれども、なかったというところもあるわけでございます。ここが非常にニュアンスとして難しいところではございまして、あったというのも売り上げ増に結び

ついたというのは少数である。

効果があった内訳としては、何もやらなかったら売り上げは落ちただろうと。だけれども、それはこのプレミアム商品券があることによって前年並みを確保したというくくりと。それと、もう一つは、もともとは落ちるとい見込みだったのだけれども、プレミアム商品券によって、その落ち方がちょっと緩和された。だけれども、前年度よりは下がったという部分もこの効果があったという中には入っているようでございます。

それで、やり方として、町長の1回目の答弁にもありましたけれども、結果として23、24、25とやっていくに従って、上位5店の寡占化が進んだと。逆にいうと、それ以外のところの効果が少なくなっていくのではないかと。これでこの発行については、一旦最初の予定どおり、26年度、見送るという結論に至ったという状況のようでございます。そこを町の立場で強くこうだあだというよりも、発行主体の意思を尊重して行っているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 やはり高額なお金の税金を投与してやっているわけですから、ここはアンケートをとらなかったというのはやっぱりきちんと認めてとるべきだったと思わないのですか。そこ、はっきり聞きたいのですよ。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 一回一回、アンケートはやはりあるべきではないかなと私は思います。結果的にできなかったというのは本当に残念な結果であるなと思いますので、それは今後に向けてはやっぱりきちんとこういう種のものきちんという状況であったのかということとはちゃんと検証するため同種ものは調査すべきと考えます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 それで、今後もしこういう方向性が決まってきたときには、もっともっと詳しいアンケート調査をしていただくように要請していきたいと思えます。その上で、27年度のプレミアム商品券の結果、いい結果になったという評価はいただいています。しかし、27年度のプレミアム商品券の中に、厚岸湖北商業連合会、そして厚岸商店会、本町と真龍のですね、この2団体が、結果として負担額を強いられた。その額は同社100万円ずつ、また商工会も自腹を切って、マイナス分は補填をしたということはまず聞いておられますか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） このプレミアムつき商品券の発行事業に関しては、

そのような負担があったとは私は伺っていないところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 結果として、事業が終了した時点で金額が不足をしてしまった。その結果として負担を出さざるを得なかったという結果になったということなのですよ。これは、今まで何回も行われてきたプレミアム商品券の分についてはなかった。これは全額厚岸町が負担していたことですよね。平成27年の昨年度行われたプレミアム商品券のその部分については、本町の商店会、そして真龍の商店会、そして厚岸町の商工会、この3団体が中心となって商品券実行委員会というものを立ち上げてやった結果、終わった後に不足分を生じた。これは大きな額が残ったわけですよ。それは、厚岸町に要望をしても全く払う見込みはないということで、この3社が共同して不足分を払ったという、非常に残念な結果に最後はなつたと聞いていますけれども、その部分についても全く報告はないということですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） このプレミアム商品券については、5,850万円が発行されております。これには、30%のプレミア分が含んだ額でございます。この30%に相当する部分と発行にかかる事務経費ですね、これも合わせて町の補助金1,530万円ほどを出していると。この財源は国からの交付金全額ということになっています。ですから、30%分はついたものとして商品券は発行されておりますので、それ以上に使われたとか、そういうことはこの枠組みの中ではあり得ない状況になると考えます。それで、ご質問者が仰られるような超過負担が発生したと私は承ってございません。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 聞いていないのだったら、そこ調査してください。それを聞いていないのにあったないのだからここで議論してもしょうがないと思うのですけれども、私が聞いたところでは、そういう負担はあったと聞いています。こういう負担があるのであれば、今後、こういうプレミアム商品券はやりたくないという話もしています。ですから、どういう形でどういう失敗をして、こういう結果になったかというのは、このアンケートのほかにきちんと調査してほしい。それをまずお願いできますか。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時45分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

5番、竹田議員。

●竹田議員 ちょっと質問の趣旨が僕の捉え方がちょっと間違っていたようで、大変ずれて申しわけありませんでした。

総体的に、今後こういったもし要望があってやられるのであれば、アンケート調査というものをより濃厚なもので、誰が読んでもこれは成果としていい悪いを含めて、メリット、デメリット含めて、きちんとわかるようなアンケートを、町がやっぱりお金を出すほうですから、きちんとアンケートをやってくれという要望をするということを確認してほしいと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） その補助要望を受けて、実施主体に対しましては、効果がどのようにもたらされたのかということをやっぱり検証する上でも、アンケート調査等々は必要であろうと思いますので、そういったものは今後、そういった要望を調整した場合には求めていきたいと思います。その内容についてもきちんと相手方と検討した上で行っていきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 次に、フードバンクについての質問をさせていただきます。

厚岸町としては、生活困窮者というものについては把握はしていない。それは、結果としてそういうふうになっているということなのでわかります。

今後、この生活困窮者、国のデータでも今、教育委員会のほうも聞いていただきたいのですけれども、6人に一人、全国の中で生活に対しての生活困窮者、生活が困難を極めている、貧困と呼ばれるような方が6人に一人いるということの部分については自覚しているか、またそれを知っているのかどうかだけ、先に聞かせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 昨年4月から施行されております生活困窮者自立支援法、この中で生活困窮者の定義がされております。現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうということで定義がされております。ただ、実際にこの定義でもって生活困窮者ということでそれを調査をしてはおりませんし、その調査もどういう基準をもってということになりますと非常に難しいものがあると思います。ただ、実際に生活が厳しいといわれる方はいらっしゃるということは承知はしております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 教育委員会でも準用保護とか擁護保護とかということで、生活が大変だということを受けていることと認識はしているし、実際、町としてもそういう援助をやっていますよね。その中から、では、食べるものは十分で、ほかのものが不十分なのかというと、そういうことではないと思います。そういう受けている人たちというのは、総体的に苦しいのだと思うのですよね。そういうことを踏まえて、いるのだろうという認識は多分持っていると思います。いるのだろうと。それが数字的に、小学生が1年生が何人で2年生が何人ということは、調査をしないからわからないということだと思うのですよね。それはお互いに自覚しているとおりでと思います。

また、今、課長も言ったとおり、どこの地域にどこの自治体に何人、どのぐらいの年齢層が、そのぐらいの貧困という形で捉えて把握しているかということはずわかりません。しかし、資料にあった生活困窮者と言えるのは、生活保護を受けているだろう、この人たちが世帯数173で人数236人、これは生活保護受給者の世帯数と人数ということで出させてもらっています。

逆に、今、問題視されていますけれども、生活保護を受けている方が毎月、きちんとした少ない額かもしれないけれども、毎月、同じ額がきちんと入ってくるのですよね。こういう人たちは逆にいうと今、生活保護をもらっていない、一人、二人で住んでいるおじいちゃん、おばあちゃん、またそここのところに不幸にも別れて孫だけを見るようになった世帯とか、いろいろ生活状態で困窮している人たちって沢山いると思うのです。その人数はどうなっているのかという調べ方は当然あると思いますよね。まず町として調べ方をまず研究してほしい。どういうふうにはほかの町村は調べていて、どれぐらいの人数をどうやって把握しているのかということを中心に研究してほしいのです、まず。

今回、僕はこの部分については1回目なので、今後もこれ、国としては格差というのは広まっているのだというのは言っていますよね。それも自覚していると思うのですよ。当然、この厚岸町としても、その社会現象に悪く乗っかっちゃって、生活困窮、または貧困と呼ばれる人たちがどのぐらいいるのかということについて今回のことで少し把握をするための数字を掴むための研究をまずしてほしい。時間がないので、それをまず約束してほしいのですよ。その上で、こんなにたくさんいるのかなとかということが実態がわかれば、次にどうしたらいいのかということを考えればいいと思うのですよ。

そして、フードバンクの設立について、まず研究してほしいということですよ、数字を掴むために。それは教育委員会のほうも一緒だと思うのですよ。それで、こっちは一般のほうだと思うのですけれども、まずそこだけちょっと確認しておきたいのですけれども。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 生活困窮者という部分で、生活が苦しいという部分でも、例えばお年寄りの方で生活保護を受けたほうが私どものほうから見てもいいのではないかなというようなお年寄りが私はそういうものは受けませんというようなことで、一生懸命頑張っておられるというような方もいらっしゃいます。

その生活困窮ということを本人の中で全然違ってくるのだと思います。そういう部分では一概に何かの基準でもってそれを整理するのは非常に難しいなと考えております。ただ、ここの部分については、そういった研究はしていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 児童生徒の要保護、準要保護の関係でございまして、これにつきましては各学校から申請が上がってきた部分は、教育委員会としては学校別、学年別に捉えております。ただ、申請ですので、先ほど保健福祉課長が申しましたけれども、全員がその部分で申請してくるという部分はちょっと確認できませんが、教育委員会といたしましては、その該当になる世帯についてはほぼ出しているのではないかなと推測をしております。

その部分につきましては、今後研究をしていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 多分、今厚岸町の中で生活が困窮とまではいかないかもしれないけれども、貧困的な生活をしている部分というのがあるであろうと。

平成21年の国の調べで貧困線というあるレベルを出すための調査をした結果、難しいのですけれども等価可処分所得の中央値というのがあるらしいのですね。これでいくと所得が年間112万円で生活している人が、このパーセンテージは出ていなかったのですけれども、いるという。この数字を見るだけでも、非常に苦しい生活をしているのではないかとということが予測される数字だと思うのですよね。この厚岸町にもその等価可処分所得の中央値を出すというやり方ができるのかできないのか、どういう方法で出すのか出さないのか、私も全くわかりません。そういった部分も含めて研究の対象にさせていただきたいということの一つを要望しておきたい。これがまず一つ。

それと、フードバンクというものの捉え方というのは、町としていいことの結果としてなり得ることが多いと認識をしているのか、フードバンクなんていうのはやったってマイナス面ばかりが多いのではないかと認識しているのか。これはどちらですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 町が取り組むということでは難しいと思います。ただ、ボランティアさん、今、実際に動いているのは、NPO法人等のボランティアさんの組織なんかはそういったものに動いております。そういう部分では、そういったところがマッチングをするという意味ではいい取り組みなのかなとは思いますが、町としては取り組みは難しいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 大変申しわけないのですけれども、町がやれということは、まず僕の質問の中では1回も要望してないのですよね。フードバンクの取り組みの中で厚岸町の人口の中でどれだけ貧困者、生活困窮者がいるのかということをもっと調査していくと。その上でこのフードバンクということの理解も含めて、厚岸町としてこれからどう取り組んでいくかということをしてほしいということを行っているわけで、厚岸町が全部研究して、その結果、フードバンクの制度を取り組んで一人ひとりに配ったり何なりするということをやれということではないのですよ。何でもかんでも新しいものを取り入れて先駆者となれということを行っているわけでもないです。これからそういった国の動向の調査として、そういう人たちが増えてきているよということなので、厚岸町としてもそういう調査をしてほしいと、一つにね。その結果、このフードバンクという取り組みの中で、メリット、デメリットがあると思うのですね。そういう部分も含めてこれから調査をしてほしい。

それで、やる、やらない、誰がどうするのかというのは、その調査の結果の中で感じた分の中で取り組んでいけばいいのかなと私も思っています。それも含めて調査してほしいということなので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほどもその生活困窮者の部分では、なかなか難しい、そういう実態をつかむというのは難しいなと思ひております。そういったことも、それからその実態があるということが出てきたときに、どういふ取り組みができるのかなということも出てくるのだと思ひますけれども、まずはその生活困窮者をどういふ形でつかむのかというところの研究から始めさせていただきたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告のありました7名の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第4、議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） 議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります新保弘子氏は、本年8月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町松葉3丁目91番地。氏名、新保弘子。生年月日、昭和17年3月24日。性別、女。職業、理容業。

次ページには、参考として、学歴、職歴を記載しております。

なお、任期は、同法第423条第6項の規定により、本年9月1日から平成31年8月31日までの3年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、議案第50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容をご説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために、道内の町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、これら一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について、議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更は、当組合から、平成27年11月30日をもって解散した、北空知学校給食組合が脱退することによるものであります。

議案書18ページをごらんいただきたいと思います。規約変更の内容であります。

規約第3条の規定により、組合を組織する町村等、一部事務組合及び広域連合を定める別表第1から北空知学校給食組合を削るものであります。

なお、資料として新旧対照表を配付しておりますので、参考に供していただきたいと思います。

思います。

次に、附則でございます。

この規約の施行日であります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることになります。その許可を受けた日からこの規約を施行することとするものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第6、議案第51号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第51号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容をご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するために、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について、議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更は、議案第50号と同様、当組合から、平成27年11月30日をもって解散した北空知学校給食組合が脱退することによるものであります。

議案書19ページをごらん願います。

なお、これから行う規約案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしております説明資料の新旧対照表につきましては、参考としてあわせてご参照いただきたいと思います。

規約変更の内容であります。

初めに、規約第2条の規定により、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1につきましては、空知総合振興局内の団体数を34から33に改め、当該総合振興局の項中「、北空知学校給食組合」を削るものであります。

次に、規約第3条の規定により、共同処理する事務と共同処理する団体を定める別表第2については、同表9の項の共同処理する団体欄中「、北空知学校給食組合」を削るものであります。

次に、附則であります。

この規約の施行日で、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道市町村総合事務組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該事務組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることになりますが、その許可を受けた日からこの規約を施行することとするものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第7、議案第52号 北海道市町村職員退職手当規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容をご説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合は、組合市町村の職員に対する退職手当の支給に関す

る事務を共同処理するために、道内の市町村及び一部事務組合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について、議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更は、当組合から、平成27年11月30日をもって解散した北空知学校給食組合が脱退すること、並びに本則中の字句及び別表の全部を改める必要性が生じたことによるものであります。

議案書20ページをごらん願います。

なお、これから行う規約案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしている説明資料の新旧対照表につきましては、参考として、あわせてご参照いただければと思います。

規約変更の内容であります。

第1条、第3条及び第5条の表中は、字句及び文言の整備による変更であります。

次に、規約第3条の規定により、組合の組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を定める別表については、変更前、組織する市町村及び市町村の一部事務組合を一つの表で規定していたものを、市町村と一部事務組合及び広域連合の二つの表に区分するとともに、変更前、組織する団体と団体の間を空白としていたものを読点に改めるため、組合からこの度脱退する北空知学校給食組合の削除を含め、その全部を変更するものであります。

次に、附則であります。

この規約の施行日で、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道市町村職員退職手当組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることになります。その許可を受けた日からこの規約を施行することとするものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

5番、竹田議員。

●竹田議員 ずっと説明聞いていたのですけれども、50、51、52と関連するものであったのですけれども、最後にちょっと聞きたいのですけれども、北空知学校給食組合、これが脱退した理由というのは一度もないのですけれども、どういう理由ですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 平成27年11月30日をもって解散をしたということの理由でございます。

ちょっと時間いただいてよろしいでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 2 時12分休憩

午後 2 時22分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。
総務課長。

- 総務課長（會田課長） 大変、貴重なお時間とらせて申しわけございません。

それぞれ今、50号、51号、52号で各組合から通知は来ていたのですが、その解散の理由というものが全く記入がされていなかったものですから、今、ちょっとお時間をいただいて調べさせていただきました。

北空知学校給食組合、これにつきましては深川市、妹背牛町、それと秩父別、北竜町、沼田町、それに加えて雨竜町、この構成町村で組織をされていたのですが、北空知圏学校給食組合、圏がつくのです。これが25年3月19日に設立をされていて、この間、その事務の移行のための手続がなされていたと。その事務手続が完了したので、雨竜町が新十津川のほうの学校給食組合のほうに抜けて、移行して、残った深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、この5町村をもって北空知圏学校給食組合というものに移行がされたということで、その事務手続が全て完了したので、このたび北空知学校給食組合というものが解散をしたと。それで、脱退をすると。ただし、この北空知圏学校給食組合がまだ新しいほうには入って加入はされていない。単に、北空知学校給食組合というのは解散になって、今回はそれだけを除いたというような形になっています。

大変お時間いただき申しわけございませんでした。

- 議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

- 竹田議員 これを抜けたことによって、厚岸町も抜けて何ら支障のないものであれば抜けてもいいのかなという、単純にそう思っただけの話なのです。これは要するに、入っていても入っていなくても、何ら問題のない組合なのかなということをもふと思ったのですけれども、どういうことなのですか。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 厚岸町につきましては、21ページの一番下のところの表に、52号であれば、厚岸町の名前が入っているかと思えますけれども、厚岸町としてはこれに入っていくことが必要になりますので、今後ともこの組合にそれぞれ加入をしていくということでございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第8、議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第53号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書24ページをごらん願います。

議案第53号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

床潭末広間道路はその名のとおり、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また、地域住民の生活道路として、なくてはならない重要な幹線道路であります。

床潭地区、末広地区間の現状は、海岸に沿って山の斜面が張り出した地形が続いており、地すべり区域が多数点在していることも調査でわかっております。

その中を縫うように道路が走っているため、急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状態にあり、これらの危険箇所を解消するため、平成20年度から事業を実施してきております。

今年度は、過年度に地すべり対策が終わっている区間の道路改良工事を行うものであります。

契約の内容であります。1として、工事名、床潭末広間道路改良工事、2として、工事場所、厚岸町末広、3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で町内外を含め、7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金1億4,040万円也、5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

25ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、道路改良工として、延長は412.02メートル、幅員6.50メートル。内訳として、下層路盤工、ゼロから40ミリ砕石、厚さ15センチメートル、面積3,960平方メートル、凍上抑制層、山砂、厚さ55センチメートル、面積3,880平方メートル、排水工、U300B、いわゆるトラフといわれる側溝で、延長620メートル、法面保護工、客土注入マット、面積1,800平方メートルとなっております。

2、工期ですが、着手は、契約締結日の翌日、完成は、平成29年1月30日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、標準断面図、道路構造図、別添資料のとおりであります。

26ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央下、床潭地区と末広地区の間の黒く示した部分となります。

27ページをお開きください。

図面上部、①平面図をごらんください。

図面真上を北として示しており、西側、図面向かって左側が床潭地区、東側、図面向かって右側を末広地区とした配置となっております。

図面中央の平成28年度の工事区間にS字の急カーブが描かれていますのが古い道路で、比較的になだらかに示しているのが新しい道路、計画道路となります。

図面の左側の引き出し線で示しているS P 630.00から東側にS P 1,033.45までの延長403.45メートルが過年度に改良を終えた区間であり、本年度は引き続き、S P 1,033.45から東側にS P 1,445.47メートルまでの延長412.02メートルの改良を行うものであります。

図面左下、②標準断面図をごらんください。

車道の幅員は、片側2.75メートル、2車線で5.50メートル、路肩幅をそれぞれ0.50メートルとし、合計6.50メートルの舗装幅員となります。

この幅員を確保するために現地盤を切り土、盛り土を行います。客土注入マットと呼ばれる法面保護マットを施工し、法面の保護を行います。

また、道路の排水処理は、U300B、いわゆるトラフにより排水を受ける構造とし、標準断面図右側のように車の転落の危険性がある箇所にはガードレールを設置し、安全対策を行います。

標準断面図の道路の左側に点線で囲っておりますが、その部分の拡大図が右に示している③道路構造図となり、下から凍上抑制層、厚さ55センチメートル、その上に下層路盤、厚さ15センチメートルまでを今回の工事で施工いたします。

来年度以降の工事でその上に上層路盤5センチメートル、基層4センチメートル、表層3センチメートルの計3層の舗装を予定しております。

なお、別途、お手元に参考資料といたしまして、5月27日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 本事業は、当初計画総事業費2億1,000万円の計上、このときの財源でございますが、社会資本整備交付金1億3,325万円、この補助を受けまして、残りは7,670万円ですか、地方債、さらには差額の5万円を一般財源から出しての計画となっております。そのうち、今回、1億4,040万円ですか、事業費の計上でございますが、現時点で本事業の事業の総体の内容について、まずお尋ねをさせていただきます。この事業以外にもあると思うのですね。その辺についてまずお伺いをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいまのご質問で総事業費予算2億1,000万円でございます。その金額に間違いはございません。この内訳としては、ただいまの工事請負契約に該当する道路改良舗装工事費1億8,800万円、それから地すべり観測調査委託料1,200万円、この二つが既に入札済みでございます。加えて、支障物件移転補償費4,087万5,000円、続いて道路用地購入12万5,000円、この事業に係る事務費を500万円とみて合計2億1,000万円の予算計上をいただいている内容に対して、今般、社会資本整備総合交付金の内示額が1億6,356万円で事業費ベースでありますけれども、1億6,356万円となりました。

今後におきましては、既に入札済みの道路改良、それから地すべり観測を除いて、支障物件移転補償、これは水道管の関係であります。それから、道路用地の購入、事務費を加えて、交付金対象事業では1億6,290万7,000円を予定しているところでありますが、今後さらに設計精査して変更があり得ることではありますけれども、現状そのような交付金内示事業費の中で今年度は進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 今、説明受けたのだけれども、たまたま僕らがもらっている資料では当初予算の数字に合えばいいのだけれども、今言ったように、たまたまこれは議決をもらう部分だけですからこういう数字になっているけれども、あえて聞かせてもらったのだけれども、そのほかにも今言うように地すべり調査とかそういう部分でもあると、これは議会の議決をいらないから、同時進行していくと、こういう理解でよろしいですよ。その上でお尋ねをさせていただくのです。

今年度の事業なのですが、なかなか進展していかないわけでございますね。床潭、末広間は地すべり地帯でもあり、調査費、地すべりの対策工事などにも、本当の道路の整備だけではなくて、外見見ただけではなかなか進まないなど、今の説明を聞いておったのですけれども、地すべりの調査やあそこに行っても山目を削るとかいろいろ経費がかかるということもあって進まない、大きな金額になっていくのでなかなか進捗しない。道路の改良の部分だけ見ても進まないのだけれども、そういう要因もあるのかなと改めて思い直しておったところでございますが、この時期になかなか全国的にも予算配

分がままならない中でこの時期に、この早い時期に、昨年残念ながら非常に肩すかしを食ったような格好になっておるわけですが、今年度は満度ではないのですけれども、ある程度の事業を実施できるということについては私は敬意を表すものでありますが、その辺今後の見通しも含めて、今年度はこの部分の事業についてはこれで終わりなのかどうかも含めて、もう少し説明をしていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まずこの全体予算の中でこのように議会の議決をお願いするのは、今回の工事ではこの道路改良舗装工事のみということで、他はいずれも条例に規定する金額未満でございますので、議会への上程はないという中で進めさせていただく内容となります。

また、今年度は事業費ベースで1億6,356万円の内示をいただいたということをご説明をさせていただきました。なお、昨年の事業費ベースでの内示は9,031万2,000円でありました。これらの状況では昨年よりは今年は増えてはいるのですが、北海道からの情報によりますと、これは昨年の9月現在の状況によりますと、非常に毎年全道の要望額が増えているという現状でありまして、先般の概算ヒアリングの中では27年度が全道で320億円の要望に対して200億円の交付。それから、今般、28年度においては410億円の要望に対して220億円の交付、次年度は500億円の要望があつて、交付金は230億円ということで、率にしますと27年度では要望に対する交付率は0.63、28年度は0.54、29年度では0.46と下げどまりが見られません。

したがって、私どもは単年度で、1年間の中での工期設定の中でできる業務利用を何とか予算検討していただいて、その実施可能な範囲において要望をさせていただき、できるだけ多い配分をいただけるように努力をさせていただいているところでございます。

なお、事業の進捗状況、もう少し目で見える形で申し上げますと、全体延長の改良区間は1,920メートルなのですが、これまでは延長約400メートルの改良舗装が行っておりますが、つまりほぼこれまでは擁壁であるだとか地すべり対策中心の工事でありました。今般、約400メートルやるので合わせて800メートルの改良が終わりますが、それでも残り1,010メートル残る状況であります。

これは、現行の3カ年実施計画の中では事業終期を平成32年度までとしておりますので、これまで以上の多い配分がなければ現状では計画期間に終わらない状況が見えてきたということでもあります。今後、次年度の3カ年計画の中でさらにそういった交付金の予想を立てながら、事業期間の見直しが行わざるを得ない状況でありますけれども、今日現在、それが何年度までということはまだそこまで準備していない状況でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 大変詳しい説明を、見通しにつきましても、およそ数字が何となく大変だなという思いをいたしました。500億円に対して、230億円ぐらいの割り当てというのは来年度以降も厳しいのだなということが重々理解されるわけですが、残りまだ1,100メート

ルの分が残っているということでございますから、今後も関係機関としっかり連携を密にされまして、早期完了に向けまして努めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 事業費の関係はこれまで以上に強く要望してまいるところでございますけれども、そのほかにまだ用地処理、そういった未処理の部分もございまして、精力的に事業の進捗を図ってまいりたいというふうに努力をさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第9、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第54号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書28ページをお開き願います。

議案第54号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

苦多道路は門静地区から苦多地区を通り、尾幌地区までつながる苦多地区唯一の町道で、産業活動や生活道路として重要な路線であることから、安全・安心な道路環境が求められております。

現在の苦多道路の状況は、山側は急な斜面が迫り、海側は波浪などの影響により崖地となっている箇所もあります。今回の工事箇所も海からの浸食によりこのままでは道路まで影響を及ぼす危険性があるため、道路法面対策を行い道路の安全を確保するもので

あります。

契約の内容であります。1として、工事名、苫多道路法面对策工事。2として、工事場所、厚岸町苫多。3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め、7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金8,154万円也。

5として、請負契約者は、阿寒共立・ホクホウ経常建設共同企業体。代表者、釧路市鳥取南6丁目1番18号、阿寒共立土建株式会社。構成員、厚岸郡厚岸町真栄2丁目260番地、ホクホウ建設株式会社であります。

29ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、法面对策工として、延長は45.00メートル、のり長43.94メートル、高さ31.97メートル。内訳として、現場吹きつけのり砕工、面積1,872平方メートル、植生工、植生マット、面積1,365平方メートル、鉄筋挿入工、径19ミリメートル、長さ2.00から5.00メートル、本数414本となっております。

2、工期ですが、着手は契約締結日の翌日、完成は平成29年1月30日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、断面図、現場吹きつけのり砕工展開図、のり砕工詳細図は、別添資料のとおりです。

30ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央下、苫多道路のほぼ中央、神社の下に当たり、黒く丸印で示した部分となります。

31ページをお開きください。

図面左側は、①平面図をごらんください。

図面右斜め上を北として示しており、左側を尾幌地区、右側を門静地区としており、上が山側、下が海側となります。

平面図の中央部分、横方向に45.00メートル、縦方向に43.94メートルで斜線で囲った部分が今回の施工範囲となります。

縦の線でAから下にA'の線を示してありますが、この部分を断面として見たのが右上の②断面図となります。

断面図左側が海側、右側が山側となります。

斜面全体を現場吹きつけのり砕工で覆います。また、その中でも傾斜が急な箇所が上下にあるため、径19ミリメートルの鉄筋を打ち込み、現場吹きつけのり砕工の安定を図ります。

図面中央下には③現場吹きつけのり砕工展開図を示しております。

筋状ののり砕が法面全体を覆う構造となります。

展開図の右上に太線で囲った部分がありますが、その部分を拡大したものが展開図の右側、④のり砕工詳細図となります。

縦、横20センチメートルののり砕をつくるため、鉄筋、金網を組み、コンクリートを吹き付けて施工していきます。また、特に傾斜がきつい箇所では、20センチメートルののり砕が交差する箇所鉄筋挿入工により安定を図り、さらにのり砕の間に1.30メートル四方のあきができますが、植生マットと呼ばれる植物の種が含まれたマットを敷くこ

とにより、風化等による法面の浸食を防止いたします。

なお、別途、お手元に参考資料といたしまして、5月27日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第10、議案第55号 厚岸町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第55号 厚岸町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

改正しようとする厚岸町行政不服審査法関係手数料条例は、平成26年6月13日に公布され、本年4月1日から施行された行政不服審査法の関係規定に基づき、審査請求人、または参加人が求めることができる審理員による審理手続及び行政不服審査会による調査心理手続において心理関係者から提出された書類や資料の写しの交付に係る手数料を定めたもので、本年の第1回定例会で可決いただき、4月1日から施行した条例であります。

このたびの改正は、第1回定例会での厚岸町行政不服審査法関係手数料条例の議案の審議における質疑を踏まえ、交付する用紙の大きさの基準と用紙の大きさに応じた算定方法を定めるとともに、生活保護受給または市町村民税非課税世帯の方であって、手数料を納付する資力がないと認める方の書類等の写しの交付に係る手数料を全額免除とするため、関係規定を改めようとするものであります。

続いて、条例案の内容についてご説明いたします。

新旧対照表につきましては、参考としてごらんいただきたいと思います。

第4条第1項及び第2項は、手数料減額の上限額の規定を削り、当該手数料を全額免

除とするための改正であります。

次に、別表の改正は、備考の全部を改めるものであります。

備考1については、改正前と同様の規定となっております。

備考2は新たに追加する規定で、上記表中で規定する用紙の大きさ、つまり交付する用紙の大きさを原則として日本工業規格A列3番、いわゆるA3とし、仮にこれを超える大きさの用紙があった場合については、この表の交付の方法に応じて基準とするA列3番の用紙を用いる場合の枚数に換算して手数料額を算定するとするものであります。つまり、仮にA列2番、A2の用紙であれば、A列3番、A3の倍の大きさになりますので、表中の手数料の額に2を乗じたものを手数料の額とするものであります。

次に附則であります。この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第11、議案第56号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第56号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例は、児童福祉法の規定に基づく保育所の設置のほか、職員配置や保育の実施基準、保育料などを定めており、今般の改正については、平成28年度に向けて国が行った低所得世帯に対する保育料軽減の取り組みに伴い、保育料の改正を行おうとするものです。

保育料につきましては、先の厚岸町議会第1回定例会において、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、必要となった保育料の改正を行ったところでありますが、国は平

成28年度において、所得の低い母子、父子世帯や障害児がいる世帯など、いわゆるひとり親世帯等や多子世帯の負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則を平成28年3月31日付でそれぞれ一部改正を行い、平成28年4月1日から施行したものでございます。

その内容は、これまでは保育所や幼稚園等に通っている子供を対象として、二人目から減額していたところですが、このうち、ひとり親世帯等では、年収360万円未満相当、市町村民税の所得割の額にすると、7万7,101円未満の場合について、一人目の子供について現行の半額、二人目以降については無料とし、ひとり親世帯等を除く多子世帯では、年収360万円未満相当、市町村民税の所得割の額にすると、5万7,700円未満の場合について、第2子以降にかかわる負担軽減措置を拡大したものであります。

なお、ひとり親世帯等と比較して、それ以外の夫婦世帯の市町村民税の所得割の額が低いのは、夫婦世帯をモデル世帯としている構造上、給与所得控除、基礎控除等が夫、妻ともに適用されるため、同じ世帯収入であったとしても、ひとり親世帯等よりそれ以外の夫婦世帯の所得割の額が低くなることによるものでございます。

この国の改正と同様に、当町の保育料についても改正を行おうするものでございます。

お手元に配付の議案第56号説明資料、厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

別表第5条関係についてであります。保育料金額表の改正はありませんが、備考4以降について改正を行うものでございます。

改正案の備考4については、次の2ページにあります現行の備考5で規定していましたが、複数の子供が保育所や幼稚園等を利用している場合の負担軽減の規定でございますが、これは内容が変わるものではございません。

次に、改正案の備考5については、これまで現行、備考4で規定していたひとり親世帯等に対する保育料軽減をさらに拡大し、ひとり親世帯等で多子世帯である場合における保育料軽減を新たに追加した改正でございます。

具体的な改正内容といたしましては、一つ目はひとり親世帯等の保育料軽減については、これまでB階層が無料、C1からC3階層については、保育料金額表から1,000円を減額した金額としていましたが、改正案はB階層は変わらず無料とし、C1からC3階層については、保育料金額表から1,000円を減額した金額の半額、C4からC8階層のうち、市町村民税の所得割の額が7万7,101円未満の世帯については一人目を保育料金額料の半額に表を改めるものでございます。

二つ目は、一つ目の改正が対象となる同じひとり親世帯等について、子ども・子育て支援法に規定する18歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日までの子供にかかわらず監護されている子供がいる場合、子供の年齢に制限なく保育所に入所している子供が二人目以降であった場合については3歳以上児、3歳未満児ともに無料とするものでございます。

次に、新旧対照表3ページをごらん願います。

備考6を備考7に繰り下げ、新たに備考6として、B階層からC7階層のうち、所得割の額が5万7,700円未満のひとり親世帯等以外の世帯については減額対象とする子供の年齢を備考5と同様に規定し、保育所に入所している子供が二人目の場合は半額、3人

目以降の場合は無料とする規定を加えるものでございます。

なお、この改正により、これまでの保育料額と比較し引き下げを行う改正となることから保育料の影響額について算出したところ、25世帯30人分で292万5,000円の減額と試算しております。

予算の補正については、保育所への途中入退所等により変動することから、例年と同様、児童数の推移により12月、または3月定例会において補正措置させていただきたいと考えております。

なお、お手元に議案第56号参考資料として、平成28年度保育所条例改正資料を配付しておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

議案書の34ページをお開きください。

附則でございます。35ページをお開きください。

第1項は、この条例は、公布の日から施行し、改正後の厚岸町立保育所条例の規定は平成28年4月1日から適用するものとしております。

第2項は、経過措置であります。改正後の条例の規定は、平成28年度分の保育料から適用し、平成27年度分までの保育料については、なお従前の例によるものとしております。

第3項は、保育料の還付であります。この条例の施行の際、平成28年度分の保育料として、既に納付した保育料月額より改正後の条例による保育料月額が減額となる場合については、その差額を還付するものとしております。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、今一番最後に説明がありました附則でございます。

ちょっと僕、頭の中で整理がつかないもので確認をさせていただきたいのですけれども、34ページ、35ページなのですけれども、この条例は、平成28年4月1日から適用すると。3項では、差額を還付しますよと、こううたっております。

実は、この条例は議案として上程なさったと。同じ4月1日から適用するのですけれども、都市計画税のほうは報告になっていると。この差は遡及処置というのですか、僕よくわからないので、その辺どういうことでこの違いが出てきたのかなと。

それから、利用者、利用される人にとっては、保育所サイドでいうと、一旦納付書は発行されていると思うのですよ、それぞれ違いがあると思うのですよ、対比してね。どんな影響があるのか。一旦払わなければならない。還付をすると理解をするのですけれども、その辺のなぜこういう違いが出てきたのか。片っぽはいきなり出ているよ。その辺は事務的にどういうことなのか、もう少し詳しく説明してください。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今年の第1回の定例会でもって保育料の改正を1回させていただきました。その時点で平成28年度からの措置として国はこの多子世帯とひとり親世帯に対する軽減策を拡充をするということの情報がございました。それで、その3月の改正に間に合えばよかったのですが、その時点ではまだ28年度の改正の内容というのがきちんとした形で示されておりませんでした。そういうことで、その内容が正式に整備がされたのは、平成28年3月31日付でその国の政省令が改正をされて4月1日から施行するという内容になった状況でございます。

それで、私どもとして一番、その3月の議会に間に合えばそのときに一緒にやりたかった。ところが間に合わなかったということでございますので、4月1日からの専決処分、それからこの6月議会での議案の上程という選択肢がございます。それで4月1日の先決処分ということも考えましたけれども、正式な決定がその3月31日付でございまして、その辺の具体的な国からの通知というものもその時点ではまだ来ておりませんでした。

それと、保育所の入所につきましては、4月1日から入所となりますので、3月20日ぐらいにはそれぞれの家庭に4月1日から入所を決定しますと、それから保育料は幾ら幾らですという内容のものを通知をしなければなりません。それでそういう手続上、4月1日からのものには間に合わない。4月1日に専決処分をしたとしても、3月20日過ぎには通知をしなければなりませんので間に合わないということでございます。

そして、納付書につきましては、4月に入ってから納付書を発行します。納期につきましては、その月の25日を納期としてその保育料の納付書を出しますので、その手続も進めなければいけないということで、納付書も発送をします。そうしますと、今の時点では4月分と5月分が既に通常であれば納付書で保育料を払っているという状況になります。それで今回改正を議決いただければその後の差を返さなければならないということが生じるという内容でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 わかりました。国のほうの通知関係がおそくて、事務的にもそうせざるを得なかったということで理解をしています。

あと1点お尋ねさせていただきます。

今回の改正につきましては、私はやはり困っている方々、一人でも多く、子育て支援の立場から賛意を示す者でございますが、厚岸町は国の費用よりももう少しやわらかくというのですか、町民のために助成をしておるのですけれども、今回も国の動きがそうなのですけれども、どちらかというと低所得者の方、それから障害のある家庭とか、いろいろ困っている方々に優遇措置なのですよ。

でも、私、町の中でよく聞くのですけれども、常に限度が上がっていくよ、子育て支援、この辺については平等な処置というものは必要ではないかなと、かように考えますが、今回の上程に当たってその辺の議論というのはなかったのでしょうか。私は同じ困っている方にも手を差し伸べなければならぬけれども、やはり等しく子育て支援、厚岸町の振興のためにも優遇処置というのは将来に向けて検討していく必要があるのではな

いかなど、かように考えますが、この辺の議論というのは今回の上程に当たって全くなかったのでしょうか。その辺についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回、国は今年度、28年度に向けて、やはり低所得の方に対する軽減措置として、それと低所得の方の中でひとり親世帯の方たち、それから子供さんが多い世帯の方の分について制度を新たにつくったという状況でございます。町としてもその辺を受けて、それと同様の対応をしたいということで進めた内容でございます。なかなかそれ以上の拡大という部分では、もう既に保育料の金額、3月に議決をいただいた基本の保育料につきましても通常の国の基準よりも低い部分もございますし、それから町独自の助成もしております。そういった部分ではそれ以上のものというのはなかなか検討はできないというような状況でございます。国と同様の改正をさせていただきたいという内容でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 全く答弁のとおりだと私は思いますよ。でも、町の将来の活性化とかいろいろなことを考えると、一生懸命働いて、一生懸命税金を納めている人にも町として全然やっていないわけではないのですよ。そっちにも向けているのだから、もうやっぱりしっかりそういう部分も少しでも一生懸命働いている人はいっぱい払っているわけだから、その分恩恵を被るような施策というものは、私は必要ではないかなど、かように考えますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 3月の定例会でもって改正をしていただいた保育料の改正におきましては……、申しわけありません、その改正とは別に、町の予算の中で助成制度の拡充をしております。第3子以降だった助成を第2子からにするということで、単独のそういう形で進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
休憩いたします。再開は3時40分からいたします。

午後3時12分休憩

午後3時40分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第12、議案第57号 厚岸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第57号 厚岸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例は、へき地保育所の設置のほか、職員配置や入所児童の範囲、保育料などを定めており、今般の改正については、平成28年度に向けて国が行った低所得世帯に対する保育料軽減の取り組みに伴い、保育料の改正を行おうとするものでございます。

へき地保育所の保育料については、先の厚岸町議会第1回定例会において、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う認可保育所の保育料改正に合わせ、へき地保育所の保育料についても改正を行ったところでありますが、国は平成28年度において、所得の低い母子、父子世帯や障害児がいる世帯など、いわゆるひとり親世帯等或多子世帯の負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則を平成28年3月31日付でそれぞれ一部改正を行い、平成28年4月1日から施行したものでございます。

その内容は、これまでは保育所や幼稚園等に通っている子供を対象として、二人目から減額していたところですが、このうち、ひとり親世帯等では年収360万円未満相当、市町村民税の所得割の額にすると7万7,101円未満の場合について、一人目の子供について現行の半額、二人目以降については無料とし、ひとり親世帯等を除く多子世帯では、年収360万円未満相当、市町村民税の所得割の額にすると5万7,700円未満の場合について、第2子以降にかかわる負担軽減措置を拡大したものであります。

なお、ひとり親世帯等と比較して、それ以外の夫婦世帯の市町村民税の所得割の額が低いのは、夫婦世帯をモデル世帯としている構造上、給与所得控除、基礎控除等が夫、妻ともに適用されるため、同じ世帯収入であったとしても、ひとり親世帯等よりそれ以外の夫婦世帯の所得割の額が低くなることによるものでございます。

この国の改正と同様に、当該へき地保育所の保育料についても改正しようとするもの

でございます。

お手元に配付の議案第57号説明資料、厚岸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第7条第2項の改正であります。C階層と認定されたひとり親世帯等のうち、所得割の額が7万7,101円未満の世帯については、保育所条例と同様に子ども・子育て支援法に規定する18歳の誕生日を過ぎて、なお最初の3月31日までの子供にかかわらず監護されている子供がいる場合、子供の年齢に関係なく一人目の保育料を1,000円減額の半額となる5,290円に、二人目以降の保育料を無料とする改正を行うものです。

第3項を第4項へ繰り下げし、新たに第3項として所得割の額が5万7,700円未満の世帯については、第1項の規定にかかわらずひとり親世帯等と同様に子供の年齢に関係なく二人目を半額、3人目以降を無料とする規定を加えるものでございます。

なお、この改正により、これまでの保育料額と比較し引き下げを行う改正となることから太田へき地保育所の全体の保育料の影響額については、1世帯一人分で13万9,000円の減額と試算しております。

予算の補正については、保育所への途中入退所等により変動することから、例年と同様、児童数の推移により12月、または3月定例会において補正措置させていただきたいと考えております。

なお、お手元に議案第57号参考資料として、平成28年度へき地保育所条例改正資料を配付しておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

議案書の36ページをお開き願います。

下段のほう、附則でございます。37ページをお開きください。

第1項は、この条例は、公布の日から施行し、改正後の厚岸町立へき地保育所条例の規定は平成28年4月1日から適用するものとしております。

第2項は、経過措置であります。改正後の条例の規定は、平成28年度分の保育料から適用し、平成27年度分までの保育料については、なお従前の例によるものとしております。

第3項は、保育料の還付であります。この条例の施行の際、平成28年度分の保育料として、既に納付した保育料月額より改正後の条例による保育料月額が減額になる場合については、その差額を還付するものとしております。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第13、議案第58号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第58号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

町では、がん検診に要する費用について、本条例の規定により、子宮がん検診については20歳以上の方に、乳がん検診と大腸がん検診については40歳以上の方を対象に検診を実施し、原則検診に要する費用の一部の自己負担額として、子宮がん検診については1,540円、乳がん検診については、50歳未満1,950円、50歳以上1,640円、大腸がん検診については710円を負担いただいております。

この負担金について、国の補助事業を活用して平成21年度から平成27年度は、子宮がん及び乳がん検診をこの事業を活用し実施し、平成24年度からは大腸がん検診をそれぞれ節目年齢の方を対象に自己負担金を免除してきたところであります。

町においては、この事業を活用して無料にしたことにより、子宮がん検診では8%台から9%台へ、乳がん検診では9%台から11%台へ、大腸がん検診では8%台から10%台に、それぞれ若干ですが受診率が向上しております。

平成28年度についてもこの事業を継続し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を目的として、対象となる方の子宮がん・乳がん検診、大腸がん検診に要する必要につきまして免除しようとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

附則第6項は、子宮がん検診及び乳がん検診について、平成28年度に限り対象者となる方の検診費用の徴収を免除する規定でございます。子宮がん検診では、前年度において20歳に達した方、乳がん検診では、前年度において40歳に達した方で、それぞれ27年度に町の実施する検診を受診していない方について、対象とするものでございます。

附則、第7項は、大腸がん検診について、平成28年度に限り、節目年齢の方の費用の徴収を免除しようとするものでございます。

恐れ入ります。議案書38ページをお開きください。

附則でございます。

第1項は、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するもので

あります。

第2項は、公布の日までの間に検診を受けた方から徴収した費用は、平成28年4月1日に遡及してその全額を還付する規定でございます

なお、平成28年度の無料検診の対象者は、子宮がん検診では20歳の35名、乳がん検診では40歳の53名、大腸がん検診の対象者は805名でございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

休憩します。

午後3時50分休憩

午後3時50分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（佐藤議員） 平成28年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後4時33分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第14、議案第47号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算、議案第48号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を再び一括議題といたします。

本2件の審査については、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

8番、南谷委員長。

- 委員長（南谷委員長） 平成28年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第47号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算外1件につきましては、本日委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 初めに、議案第47号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 日程第15、議案第59号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第59号 財産の取得について、その内容をご説明いたします。

このたび取得しようとする財産は、厚岸消防署に配備する高規格救急自動車でありませす。

これは、平成28年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して購入取得するもので、この交付金制度に基づき町が購入した上、契約により厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在、厚岸消防署においては、平成20年度に購入した高規格救急自動車1台と平成14年度に購入した救急自動車1台を配備しておりますが、このうち、予備車として運行している救急自動車は、購入から15年を経過し、車体等の損耗が著しいため、これを高規格救急自動車に更新し、最新の車両、積載資器材により、救急、救命活動のさらなる強化を図るとともに、救命率の一層の向上を目指そうとするものであり、その取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書1ページ、下記の部分をごらんいただきたいと思ひます。

1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、高規格救急自動車1台であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、道内に高規格救急自動車の製造と性能試験ができる工場を有する5社を指名し、入札を執行してあります。

4の取得価格は、金3,780万円也であります。

5の契約の相手方は、北海道札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタであります。

続いて、取得予定の高規格救急自動車について、次ページの参考により簡単にご説明いたします。また、3ページの型式図をあわせてご参照いただきたいと思ひます。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思ひます。

1の車両概要については、型式がハイメディック、四輪駆動、エンジンが2,693CCのガソリンエンジン、乗車定員が7名、全長が5.6メートル、全幅が1.9メートル、全高が2.7メートルであります。

2の主な仕様・装備については、(1)高度救命資器材として、自動体外式除細動器一式と患者監視装置一式を、(2)呼吸、循環管理用資器材として、酸素吸入資器材一式、吸引器一式、自動人工蘇生器一式を、(3)観察用資器材として、血圧計一式と体温計一式、(4)創傷等保護資器材として、全身固定用具一式と頸椎保護用具一式、(5)保湿搬送用資器材として、メインストレッチャー1台とスクープストレッチャー1台をそれぞれ搭載するものであります。

3の納入期日は、平成29年2月28日としてあります。

なお、資料として、6月10日に執行いたしました指名競争入札の結果を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思ひます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第16、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。
今般、総務産業常任委員会において行った所管事務についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。
この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第17、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、平成28年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

午後4時42分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年6月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員